

活性化情報
中小企業
がこしま

2013
第692号

2

特集
テーマ

- 労働関係法令改正のポイント
- ネットスーパーの新しい取り組み
- 平成24年版中小企業組合白書
- 全国先進組合事例



Kagoshima
Prefectural Federation
of Small Business
Associations

鹿児島県中小企業団体中央会



中小企業 かごしま

平成 25 年 2 月号（活性化情報第 4 号）

CONTENTS

1 特集 1

労働関係法令改正のポイント

7 特集 2

ネットスーパーの新しい取り組み

13 特集 3

平成 24 年版 中小企業組合白書

23 特集 4

全国先進組合事例

31 特別寄稿 安心・安全を守る

安心安全な「かごしま黒豚」

（（協）南州高山ミートセンター 代表理事 本田信一 氏）

37 Never Give Up! 元気を出そう！がんばれ中小企業

効率的な物流を構築し

地域社会の発展に貢献する

（セイコー運輸株式会社 代表取締役 鳥部敏雄 氏）

40 中央会の動き

42 組合トピックス

43 業界情報（平成 24 年 12 月情報連絡員報告）

45 倒産概況（平成 25 年 1 月鹿児島県内企業倒産概況）

47 中央会関連主要行事予定

労働関係法令改正のポイント

労働関係法令等の改正及び施行により、中小企業が労働者を雇用するうえで知っておかなければならない重要な改正や変更があります。本特集ではこれらの改正についてポイントとその対応について特集します。

1 改正高年齢者雇用安定法の施行

労使協定により65歳まで継続して雇用する職員を選別する基準を定めている場合は、今回の改正で、継続雇用の対象者を限定する基準は認められなくなり、平成25年4月1日までに、次のいずれかへの対応策を講じることが義務付けられました。(平成37年度までの経過措置があります。)

- ① 65歳以上までの定年引上げ
- ② 基準を廃止して希望者全員を65歳まで継続して雇用する制度への改正
- ③ 定年の定め廃止

※就業規則等を改正する場合は、次の記載例を参考に改正してください。

〔記載例1〕基準を廃止して希望者全員を65歳まで継続して雇用する制度へ改正を行う場合

第〇条 職員の定年は満60歳とし、60歳に達した年度の末日をもって退職とする。ただし、本人が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者については、65歳まで継続雇用する。

〔記載例2〕平成37年度までの経過措置として、基準を廃止せず希望者全員を厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢まで継続して雇用する制度へ改正を行う場合の記載例

第〇条 職員の定年は60歳とし、60歳に達した年度の末日をもって退職とする。ただし、本人が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者であって、高年齢者雇用安定法一部改正法附則第3項に基づきなお効力を有することとされる改正前の高年齢者雇用安定法第9条第2項に基づく労使協定の定めるところにより、次の各号に掲げる基準（以下「基準」という。）のいずれにも該当する者については、65歳まで継続雇用し、基準のいずれかを満たさない者については、基準の適用年齢まで継続雇用する。

- (1) 引き続き勤務することを希望している者
- (2) 過去〇年間の出勤率が〇%以上の者
- (3) 直近の健康診断の結果、業務遂行に問題がないこと
- (4) 〇〇〇〇

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる期間における当該基準の適用については、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる年齢以上の者を対象に行うものとする。

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	61歳
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	62歳
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで	63歳
平成34年4月1日から平成37年3月31日まで	64歳

(注) 経過措置を利用する場合、年金支給開始年齢以上の者を対象として基準を運用するのであれば、労使協定を改定せずそのまま利用することは差し支えありません。なお、本記載例等法令に基づいたものについては、改定、施行時期等もありますので、適宜厚生労働省等のホームページを確認してください。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

2 労働契約法の一部改正

平成24年8月10日に「労働契約法の一部を改正する法律」が公布され、有期労働契約に関する新たなルールが規定されました。

有期労働契約とは、1年契約や6カ月契約等期間の定めのある労働契約のことを指し、通常「パート」「アルバイト」「契約社員」「嘱託」「派遣社員」等の言い方で呼ばれています。これらの有期労働契約により働くすべての人が労働契約法一部改正の対象となります。

労働契約法の3つのルール

① 「雇止め法理」の法定化 (施行期日：平成24年8月10日)

「雇止め法理」(雇止めについて、最高裁判例により一定の場合にこれを無効とする判例上のルール)が、そのままの内容で法律に規定され、一定の場合には、使用者による雇止めが認められないことになりました。

② 無期労働契約への転換 (施行期日：平成25年4月1日)

有期労働契約が繰り返し更新されて、通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるようになります。

③ 不合理な労働条件の禁止 (施行期日：平成25年4月1日)

有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることは禁止されます。

【お問い合わせ】

最寄りの労働基準監督署・ハローワークまで

3 改正育児・介護休業法の全面施行

1. 短時間勤務制度（所定労働時間の短縮措置）

制度の概要

- 事業主は、3歳に満たない子を養育する職員について、職員が希望すれば利用できる、短時間勤務制度を設けなければなりません。
- 短時間勤務制度は、就業規則に規定される等、制度化された状態になっていることが必要であり、運用で行われているだけでは不十分です。
- 短時間勤務制度は、1日の労働時間を原則として6時間（5時間45分から6時間まで）とする措置を含むものとしなければなりません。

対象となる職員

短時間勤務制度の対象となる職員は、以下のいずれにも該当する男女職員です。

- ① 3歳未満の子を養育する職員であって、短時間勤務をする期間に育児休業をしていないこと。
- ② 日々雇用される労働者でないこと。
- ③ 1日の所定労働時間が6時間以下でないこと。
- ④ 労使協定により適用除外とされた職員でないこと。

以下の（ア）～（ウ）の職員は労使協定により適用除外とすることができます。

- （ア） 当該事業主に引き続き雇用された期間が1年に満たない職員
- （イ） 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
- （ウ） 業務の性質又は業務の実施体制に照らして、短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる業務に従事する職員

※このうち、（ウ）に該当する職員を適用除外とした場合、事業主は、代替措置として、以下のいずれかの制度を講じなければなりません。

- （a） 育児休業に関する制度に準ずる措置
- （b） フレックスタイム制度
- （c） 始業・終業時間の繰上げ・繰下げ（時差出勤の制度）
- （d） 職員の3歳に満たない子に係る保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与

手続き

短時間勤務制度の適用を受けるための手続は就業規則等の定めによります。

こうした定めについては、事業主は、適用を受けようとする職員にとって過重な負担を求めることにならないよう配慮しつつ、育児休業や所定外労働の制限等他の制度に関する手続も参考にしながら適切に定めることが必要です。

2. 所定労働時間の制限

制度の概要

3歳に満たない子を養育する職員が申し出た場合には、事業主は、所定労働時間を超えて労働させてはなりません。

対象となる職員

原則として3歳に満たない子を養育する全ての男女職員（日々雇用者を除く。）が対象となります。ただし、勤続年数1年未満の職員と週の所定労働日数が2日以下の職員については、労使協定がある場合には対象となりません。

手続き

所定外労働制限の申出は、1回につき、1カ月以上1年以内の期間について、開始予定日と終了予定日等を明らかにして、開始予定日の1カ月前までに、事業主に申し出る必要があります。

また、申出は何回もすることができます。

3. 介護休暇

制度の概要

- 要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う職員は、事業主に申し出ることにより、対象家族が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年に10日まで、1日単位で休暇を取得することができます。
- 介護休暇は、労働基準法で定める年次有給休暇とは別に与える必要があります。
- 「要介護状態」とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいいます。
- 「対象家族」とは、配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母及び子（これらの者に準ずる者として、職員が同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫を含む。）、配偶者の父母です。
- 「その他の世話」とは、対象家族の介護、対象家族の通院等の付き添い、対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の対象家族に必要な世話をいいます。

対象となる職員

原則として、対象家族の介護、その他の世話をする全ての男女職員（日々雇用者を除く。）が対象となります。ただし、勤続年数6カ月未満の職員と週の所定労働日数が2日以下の職員については、労使協定がある場合には対象となりません。

手続き

介護休暇の申出は、休暇を取得する日や理由等を明らかにして、事業主に申し出る必要があります。介護休暇の利用については緊急を要することが多いことから、当日の電話等の口頭の申出でも取得を認め、書面の提出等を求める場合は、事後となっても差し支えないこととすることが必要です。

※「所定外労働の制限」、「介護休暇」は、あらかじめ制度が導入され、就業規則等に記載されるべきものであることに留意してください。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html>

【お問い合わせ】

鹿児島県労働局雇用均等室 TEL 099-222-8446

4 障害者の法定雇用率の引上げ

障害者雇用率制度により、すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務がありますが、この法定雇用率が平成25年4月1日から引き上げになります。

民間企業 法定雇用率 現行1.8% → 平成25年4月1日以降 2.0%

【 障害者雇用率制度とは… 】

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障害者について雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

この法律では、法定雇用率は「労働者の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも5年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。今回の法定雇用率の変更は、同法の規定に基づくものです。

(注) 特に、職員50人以上56人未満の事業主は注意が必要です。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、職員56人以上から50人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません
- 障害者雇用推進者を選任するよう努めなければなりません

障害者雇用推進者の業務

- 障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備
- 障害者雇用状況の報告
- 障害者を解雇した場合のハローワークへの届け出 等

【 障害者雇用納付金制度とは… 】

法定雇用率を下回っている事業主（職員200人超）から、法定雇用障害者数に不足する人数に応じて納付金を徴収し、それを財源に法定雇用率を上回っている事業主に対して障害者雇用調整金、報奨金、各種の助成金を支給する制度です。

障害者を雇用するには、作業施設・設備の改善や職場環境の整備等、経済的負担が伴います。この納付金制度は、障害者を多く雇用している事業主の経済的負担を軽減し、事業主間の負担の公平を図りつつ、障害者雇用の水準を高めることを目的としています。

5 改正労働者派遣法の施行

派遣切り等派遣労働者の雇用環境をめぐる問題に対応するため、派遣労働者を保護し、雇用の安定を図ることを目的に、改正労働者派遣法が、平成24年10月1日に施行されました。派遣労働者の保護と雇用の安定を図るため、派遣会社・派遣先には、新たな義務が課されます。

【 事業に関すること 】

- 日雇派遣が原則禁止になります。
- グループ企業派遣が8割以下に制限されます。
- 離職後1年以内の人を元の勤務先に派遣することが禁止されます。
- マージン率等の情報提供が義務化されます。

【 労働者の待遇に関すること 】

- 待遇に関する事項等の説明が義務化されます。
- 派遣先の職員との均衡に向けた配慮が努力義務化されます。
- 派遣労働者への派遣料金の明示が義務化されます。
- 無期雇用への転換推進措置が努力義務化されます。

労働派遣法の改定により、新たに派遣会社・派遣先に課される事項

派遣会社		派遣先
●日雇派遣の原則禁止	1	
●グループ企業派遣の8割規制 ●実績報告の義務化	2	
●離職後1年以内の人を元の勤務先に派遣することの禁止	3	●離職後1年以内の元従業員を派遣労働者として受け入れることの禁止、該当する場合には派遣会社へ通知
●マージン率等の情報提供	4	
●派遣料金の明示	5	
●待遇に関する事項等の説明	6	
	7	●派遣先の都合で派遣契約を解除するときに講ずべき措置
●有期雇用派遣労働者の無期雇用への転換推進措置	8	
●派遣労働者が無期雇用労働者か否かを派遣先への通知事項に追加	9	
●均衡待遇の確保	10	●均衡待遇の確保に向けた派遣元事業主への協力
	11	●労働契約申込みみなし制度 【平成27年10月1日施行】

ネットスーパーの新しい取り組み

インターネットの普及により、食品や日用品等を web 上で注文を受け、自宅に届ける「ネットスーパー」事業に参入する企業が増えています。鹿児島県内においても、大手流通業や地元スーパー等がネットスーパー事業に参入しています。今後の流通業の大きな流れとなることが予測されていることから、中小流通業や商店街等においても対応が課題となります。

本特集では、これから利用者増が見込まれるネットスーパーの特徴や利用方法等、新しい取り組みについて取り上げます。

1. ネットスーパーとは

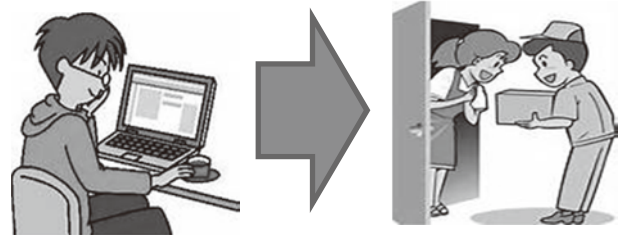
ネットスーパーとは、24時間いつでもWebサイトで注文を受け付け、即日もしくは翌日に自宅まで商品を配送するインターネット上のスーパーマーケットである。

実店舗に買い物に行く時間のない人や小さな子供がいる人、また、雨の日やかさばる買い物が多き日など、消費者の都合に合わせて利用されている。

大手流通業やコンビニチェーン、ネット通販大手等が全国規模で事業展開する一方、地元スーパーも地域性を活かした独自のネットスーパーを展開しており、取扱商品数や対応エリアともに拡充し、実店舗と同じ感覚で買い物ができるようになっている。

【ネットスーパー利用者増加の背景】

ネットスーパーの利用者が増加している社会的背景には、一般消費者にインターネットの普及が進んだことはもちろん、女性の社会進出が進んだこと、働く主婦や子育て世代が外出を控える「巣ごもり消費」の増加及び高齢化社会が進み買い物に外出することが困難な人が増加していること等があげられる。



【ネットスーパーの利点】

- インターネット環境があれば、その日の内に気軽に始めることができる。
- 商品価格は実店舗とほぼ同じで、入会金等の初期費用もほとんど不要である。
- 24時間注文が可能のため、忙しい人も時間を気にせず買い物ができる。
- お米や飲料ケース等の重たいものを自宅まで配達してくれる。
- 雨の日や猛暑日などに買い物に行かなくて済む。
- 交通費がかからない。



【ネットスーパーと実店舗の違い】

- 店舗に行く時間や交通手段が不要である。
- 店内を歩き回って商品を探す手間がいない。
- 都合のよい時間に注文し、指定の日時・場所に配達してもらえる。



【こんな方が利用しています】

- 子供の世話や家族の介護でゆっくり買い物をする時間がない人。
- 仕事の都合で営業時間内に買い物に行けない人。
- 買い物に行く交通手段の確保が困難な人。
- 1回の買い物の量が多い人。



【ネットスーパーの賢い利用法】

➤ まとめて購入する

数日分の食材や日用品をまとめて購入しても、重い荷物を自宅に持ち帰る必要がない。また、少量の買い物だと送料分が割高になるが、購入額が一定額を超えると送料無料になるサービスがある。

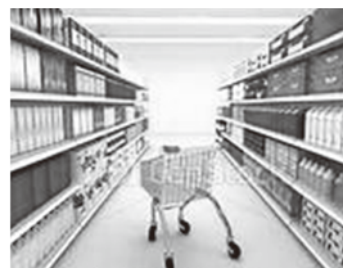
➤ ポイントや限定販売等の活用

ネットスーパー専用のポイント制度や限定商品等の特典がある場合がある。また、利用頻度や回数に応じて、ポイント加算率がアップするシステムもある。



【ネットスーパーの留意点】

- ① 配達可能エリアが限られている。
- ② すぐに商品を受け取れない場合がある。（配達可能エリア・配達時間の問題）
- ③ 交通渋滞等の理由により、指定時間に商品が届かない場合がある。
- ④ 実店舗の商品在庫が品薄の場合、ネットでの注文ができないことがある。
- ⑤ 商品の選定は業者任せになる。（自分の目で確かめることができない）
- ⑥ ネット上の見本写真と実際に届く商品には、色や形などが異なる場合がある。
- ⑦ 一定の金額に達しないと配達料がかかる。
- ⑧ ホテル等への配達はできない場合が多い。
- ⑨ 不在の場合の再配達制度が整っていない場合が多い。
- ⑩ 大雨や台風の日等は配達ができない場合がある。
- ⑪ 支払いはクレジットカード、代引き、口座振込等から選択する。



2. 買い物難民対策としてのネットスーパー

毎日の食料品や日用品を買いたくても近くに商店がない、高齢のため買い物に行くことが困難など、いわゆる「買い物難民」と呼ばれる過疎地の住民や高齢者等の消費環境が社会問題化している。買い物難民は全国で600万人以上ともいわれており、今も増え続けているのが現状である。ネットスーパーの取り組みは「買い物難民対策」の一つとして期待されている。



【高齢者目線によるネットスーパーの課題】

ネットスーパーは高齢者の買い物支援対策として期待されているが、実際はパソコン操作やインターネットに疎い高齢者の利用は低調であり、利用者に占める高齢者の割合は1割程度にとどまっているのが現状である。高齢者がパソコンを操作し自力で注文することは難しく、電話やFAX対応の要望も多い。

3. ネットスーパー以外の買い物弱者支援サービス

買い物の困難な高齢者等が増加していることを受け、地方自治体の中には、商店街やボランティアが行う買い物支援サービスに対して補助金を出して支援するケースが見られる。

鹿児島県内では、薩摩川内市が「生活協同組合コープかごしま」に委託し、冷凍・生鮮食品・日用雑貨等400品目以上を専用車両に積み込み、移動販売車を使って同市内を巡回する支援事業を行っている。

また、阿久根市の「A-Z」は、高齢者に店舗までの送迎バスを運行し、60歳以上と身体障害者のお客様には、5%分をキャッシュバックする制度を導入している。

【買い物弱者支援サービス事例】

【事例①】鹿児島県薩摩川内市

平成25年、鹿児島県薩摩川内市は、高齢者を中心とした買い物弱者対策として、スーパー等が近隣にない買い物不便地域を対象に、移動販売車によるモデル事業を開始した。委託を受けた「生活協同組合コープかごしま」の移動販売車が旧川内市域の高齢者率の高い地域を、食料品や日用品等の400品目を積み込んだ移動販売車で巡回する。

薩摩川内市による移動販売車の改装費用等の300万円の補助は、移動販売車での買い物支援に補助金を出す県内自治体で初の事業になる。



【事例②】和歌山県田辺市龍神村

平成22年、和歌山県田辺市龍神村で地元商店が買い物弱者を支援する取り組みを始めた。県と和歌山県のスーパー大手「オークワ」がネットを活用した買い物支援の社会実験を実施したことに伴い、住民から「地元の商店でも買い物支援をして欲しい」との要望を受けて地元の商店が取り組んだ。中辺路町商工会と田辺市が連携した買い物支援は、65歳以上が半数以上を占める限界集落地区の高齢者が対象で、現在では食料品や日用品だけでなく電気工事やリフォーム、配食なども注文できるようになっている。

地元商店からの配達については、見守り活動で週1回訪問する集落支援員が届けてくれる。高齢者の見守りや地域経済の活性化にも繋がっている。



4. 事業者側のメリットとデメリット

【メリット】

① 商圏外の顧客を取り込むことができる

消費者が店舗を選ぶ場合「自宅から近い」ことや「行きやすい」ことが重視されるが、ネットスーパーは、配送エリア内であれば、どこの実店舗から配達されるかは消費者には関係ないことから、実店舗の商圏外の顧客を取り込むことが可能である。



② 高いライフタイムバリューが期待できる

小売業における売上はリピート客が占める部分が多い。1回当たりの購入単価が低くても、繰り返し買い物をしてくれれば長期的に利益を生み出すことが可能である。

ネットスーパーは、一旦登録ユーザーになれば高いライフタイムバリュー（顧客生涯価値）が期待できる。



【デメリット】

① ネット注文に対応する人員の確保

注文を受けた商品は店員が実店舗内でピックアップする必要がある。そのため、少量の注文でも実際に店内を動いて注文の品を探さなければならないため時間がかかり、コストにも跳ね返る。



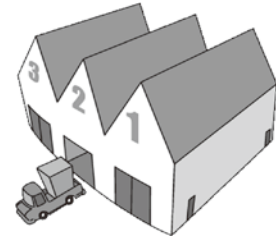
② 商品管理の難しさ

雨の日などネットスーパーの注文が急増すると、実店舗での欠品が生じる可能性が高くなり、実際に来店したお客様に迷惑をかけることになる。また、ネットスーパー限定特売日に注文が殺到すると商品が売り切れるなど、店舗での商品管理が大変難しくなる。

③ コスト面の問題

スーパー間の競争が激しく薄利多売であることから、ネットスーパーのような宅配事業は、配送コスト面で採算性が非常に厳しい。

また、配送センターを設置する場合は、初期投資が大きく投資回収が長引くことが考えられる。



鹿児島のネットスーパー

○県内全域で利用できるネットスーパー

タイヨーネットスーパー	山形屋ストアネットスーパー

○鹿児島市内のみで利用できるネットスーパー



【まとめ】

ネットスーパーの売上と利用者数は、インターネットの普及に伴い近年増加傾向にあるが、まだ、実店舗に比べその割合は少なく初期段階であるといえる。

ネットスーパーの利活用については、今後更に仕組みの整備が進むと考えられるが、中小企業がネットスーパーに事業として取り組む場合、対象とする商圈や規模に加え、受注から配達までの体制を整備できるか、いかにして顧客のニーズに応えるかが重要なポイントである。

ネットスーパーにはメリットとデメリットがあるが、消費者には便利なツールであることから、今後は、高齢者が手軽に利用できるような仕組みづくりが課題である。

消費者ニーズへの柔軟な対応等を考えた場合、ネットスーパーは大型店舗が絶対的に優位という訳ではなく、地域の商店においても工夫次第で可能性があるといえるのではないだろうか。

【協同組合活用のすすめ】

ネットスーパーに参入する企業は、インターネットの普及に伴い今後も増加することが予想されます。

しかし、地域の中小零細事業者のみで大手のネットスーパーに対抗するのは非常に難しい。そのため地域の事業者で協力して対応することが大事です。

前述の買い物弱者支援サービス事例のように、行政等の支援を受けて地元の買い物弱者対策に取り組んでいるケースもありますが、公的な支援は限られた予算内で行われており、補助金終了後は自立した運営が求められます。そのため、取組みに際しては補助金等を活用しながら、併せて自立のための組織作りを行うことが不可欠となります。

組織形態の選択肢は、NPO法人等色々ありますが、信用力の向上や取引条件の改善等のメリットがある事業協同組合組織が適しています。

事業協同組合の設立に当たっては、設立から運営面まで支援する中央会にご相談下さい。

組合設立のメリット

- ・物的生産性の向上、取引条件の改善、販売促進、情報収集力の向上、技術開発力の強化等により組合員の経営の近代化、合理化が図られる。
- ・信用が増大し、社会的地位が確立する。
- ・資金調達が容易になる。
- ・組合員の権利義務や組合の運営方針が明確化され、運営がやり易く、活動範囲が広がる。

事業協同組合設立の要件

1. 設立同意者（個人又は法人の事業者）が4人以上であること。
2. 設立の手順、定款、事業計画の内容が法令に違反していないこと。
3. 事業目的にふさわしい組織であること。
（地区、組合員資格、設立同意者数、役員の構成、経済的環境等）

設立の手順

設立発起人（4人以上）→創立総会開催公告→創立総会開催→設立認可申請→設立認可→理事への事務の引継ぎ→出資の払込→設立登記（組合成立）

【お問い合わせ】

鹿児島県中小企業団体中央会 組織振興課

TEL : 099-222-9258 FAX : 099-225-2904

平成 24 年版 中小企業組合白書

東日本大震災から1年11カ月を経過しましたが、この間、豪雨や台風などによる自然災害も各地で発生し、被災地の中小企業及び中小企業関係組合関係者は、経営の原状回復にもまだ時間がかかる状況にあります。

我が国経済は、長引くデフレ、歴史的な円高、欧州財政金融不安、電気料金等の値上がり、社会保障と税負担増等の要因により、投資意欲や消費の減退がみられ、縮小の一途を辿っています。

このような厳しい環境下において、中小企業が苦難を乗り越え、課題を克服していくためには、個々では対応困難な課題に対しては中小企業組合を活用し、共同で解決にあたり、自ら未来を切り拓いていくことが重要です。

本号では、全国中小企業団体中央会発行の「平成24年版 中小企業組合白書」より、最近の中小企業組合の動向等についてご紹介します。

1 中小企業組合の概況

(1) 組合設立の動向

中小企業組合は、昭和50年代には年間で1,000組合を超える新規設立があった。60年代及び平成元年度以降は年間800～900組合台で推移（平成4年度は1,003組合）しており、10年度に792組合と800組合を割ったものの、11年度からは再び800組合台で推移していた。しかし、20年度以降は20年度528組合、21年度369組合、平成22年度303組合、23年度333組合となっており、5年ぶりに前年度比増加に転じた（図表-1）。

新設組合を組合の種類別にみると、平成13年度までは、事業協同組合が9割近くを占めていたが、近年は、企業組合の設立が多くなり、12年度、13年度には新設組合の1割近くを占め、15年度からは2割台となった。その後、20年度9.3%、21年度17.3%、22年度14.2%、23年度13.2%となっている。

また、新設組合を業種別にみると、サービス業の82組合が最も多く、以下、異

業種64組合、建設業52組合、製造業44組合と続いている。近年は、新規設立数に占める異業種、サービス業の割合が高くなっている。

(2) 解散組合の動向

組合の解散は、自主的な解散と法律の規定による「休眠組合整理措置」による命令解散がある。近年、長期にわたる不況と構造変化の影響から、解散に至る組合が増加し、20年度1,094組合、21年度902組合、22年度875組合、23年度1,058組合で推移している。

23年度の解散組合を、組合種類別にみると、事業協同組合が918組合と全体の86.8%を占めている。以下、企業組合81組合、協業組合26組合、商工組合11組合、商店街振興組合11組合、協同組合連合会10組合、商店街振興組合連合会1組合となっている。

図表一 1 組合種類別新設組合数の推移

年 度	平成 4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
事業協同組合	858	868	798	811	796	837	738	757	757	742	687	626	658	621	697	539	472	290	252	281
事業協同小組合																				
火災共済協同組合																				
信用協同組合							2			2										
協同組合連合会	9	6	6	11	14	7	6	18	12	12	8	6	9	4	1	1	1	8	6	4
企業組合	23	19	28	32	19	22	24	42	82	81	117	167	187	166	123	58	49	64	43	44
協業組合	10	11	12	5	7	5	6	12	7	5	6	12	8	8	4	3	4	4	1	
商工組合	2	5	2	1	2	1	2	1		1		1	2			1		1		1
商工組合連合会						1														
商店街振興組合	97	61	50	42	24	20	14	13	4	7	9	3	4	7	2	2	2	2	1	3
商店街振興組合連合会	4		2	1	1	1		2		1	1	1								
合 計	1003	970	898	903	863	894	792	845	862	851	828	816	868	806	827	604	528	369	303	333

※資料出所:都道府県中央会・全国中央会調べ

(3) 組合種類別にみた動向

①事業協同組合

事業協同組合は、中小企業者が相互扶助の精神に基づき協同して経済事業を行うことによって、経営の近代化・合理化並びに経済的地位の改善向上を図ることを目的とする組合である。中小企業の組合制度の中でも代表的な存在で、広く中小企業者に利用されている。組合員の事業に関する共同事業であれば、さまざまな事業を実施できる。

事業協同組合の設立は、近年600組合台で推移をしていたが、平成19年以降設立数の減少がみられ、20年度472組合、21年度は290組合、22年度は252組合、23年度は333組合と設立数は低調となって

いる。23年度の新設事業協同組合（連合会を含む）を業種別にみると、サービス業が65組合で最も多く、異業種59組合、異業種52組合、製造業36組合が続いている。

新設事業協同組合の業種別の構成を昭和55年度と比較すると、「卸売業」「小売業」の割合は昭和55年度に33.7%であったのに対し、平成23年度は16.0%と低下している。一方で、「異業種」の割合は4.6%から21.0%、「サービス業」の割合は9.4%から22.8%に増大している。サービス経済化など、産業構造の変化を反映したものとなっている。

図表一 2 業種別新設組合数の推移（事業協同組合（連合会を含む））

業 種	年 度		55	16	17	18	19	20	21	22	23
製 造 業			252	116	131	154	122	77	47	34	36
			20.5	17.4	21.0	22.1	22.6	16.3	15.8	13.5	12.6
非 製 造 業	建 設 業		263	119	130	129	79	87	56	40	52
	卸 売 業		414	27	10	20	12	23	8	9	14
	小 売 業			69	45	30	17	29	23	21	31
	サービ		115	94	86	85	54	91	64	63	65
	ス業		52	32	31	16	50	24	14	15	9
	運輸・倉庫業		76	63	46	64	50	41	24	23	19
	その他業種		920	404	348	344	262	295	189	171	190
小 計		74.9	60.6	55.7	49.3	48.5	62.3	63.4	67.9	66.7	
異 業 種			57	147	146	200	156	101	62	47	59
			4.6	22.0	23.4	28.7	28.9	21.4	20.8	18.7	20.7
合 計			1,229	667	625	698	540	473	298	252	285
			100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※資料出所:都道府県中央会・全国中央会調べ。平成15年度以降は、平成14年3月改訂の日本標準産業分類を採用

②事業協同小組合

事業協同小組合は、特に小企業者（従業員5人（商業・サービス業2人）以下の事業者）のための組合として昭和32年に創設された制度である。事業内容は事業協同組合と変わらないため利用は少なく、昭和50年代前半に39組合を数えたが、最近では昭和59年に1組合の設立があったのみである。

③火災共済協同組合

火災共済協同組合は、火災等により組合員の財産等に生じた損害を補填するための共済事業を行うことを目的とする組合である。法律上の設立要件（1,000人以上の加入、また地域組合の地区は一の都道府県の区域の全部でなければならぬ等）の問題等から、近年新規の設立はされていない。

④信用協同組合

信用協同組合は、組合員である中小企業者、勤労者等に対し、預金の受け入れ及び資金の貸付等の金融事業を行うことを目的とする組合である。設立にあたって、火災共済協同組合のような地区の要件はなく、組合員は300人以上、出資金も1,000万円以上（一部地域2,000万円）であればよい。昭和43年には544組合を数えていたが、その後新規設立は減少するとともに合併が進んだ。また、バブル崩壊後の不況により破綻や合併が繰り返されていることもあり、近年は行政当局が新規の設立の認可をしていない。

⑤企業組合

企業組合は個人が組合に資本と労働力を投入し、組合自体が一つの企業体となって事業活動を行い、組合員は組合の事業に従事するという特色を持つ制度である。小規模な事業者が経営規模の適正化を図る場合や個人が自らの働く場

を確保するのに適していることから、昭和20年代後半から30年代前半にかけて1万組合を超えたこともあったが、事業不振や次世代への事業継承が円滑に行われずに休眠状態になる組合も多く、平成11年度には2,000組合を割るに至った。

しかし、企業組合は法人格をもつ組織として主婦や高齢者、定年後のサラリーマン等が事業を起こすのに適しており、また、平成11年の中小企業基本法の改正により創業促進が政策課題となった中で、創業のための組織としての機能が再評価されたことから、設立数は、13年度81組合、14年度117組合、15年度167組合、16年度187組合と増加した。その後、17年度166組合、18年度123組合、19年度56組合、20年度49組合と設立数の減少が続いていたが、21年度は64組合と僅かに増加した。22年度は43組合と減少に転じ、23年度は44組合とほぼ横ばいとなった。

平成23年度の新設企業組合の事業をみると、サービス業が16組合で最も多く、以下、製造業8組合、小売業7組合となっている。

⑥協業組合

協業組合は、中小企業者が事業の全部又は一部を組合に統合することにより、事業規模を適正化して生産性の向上等を図ることを目的とする組合である。昭和42年の制度創設後、構造改善政策の中で、特定業種における企業集約化の担い手として位置づけられたこともあり、58年度には1,573組合に達した。しかし、60年以降の設立は年間10組合前後、あるいはそれを下回り、事業不振による解散や株式会社への組織変更をすることも多いため、組合数は減少している。

図表－3 業種別新設組合数の推移（企業組合）

業 種		年 度							
		16	17	18	19	20	21	22	23
製 造 業		24 12.8	15 9.0	23 18.7	8 13.8	7 14.3	8 12.5	8 18.6	8 18.2
非 製 造 業	建 設 業	10	4	4	1	2	3	0	0
	卸 売 業	3	2	4	2	2	2	2	3
	小 売 業	34	38	14	15	10	11	11	7
	サービ業	33	52	39	18	20	22	14	16
	運 輸 業	14	17	3	3	2	3	2	0
	その他業種	53	25	30	10	4	5	4	5
	小 計	147 78.6	138 83.1	94 76.4	49 84.5	40 81.6	46 71.9	33 76.7	31 70.5
異 業 種		16 8.6	13 7.8	6 4.9	1 1.7	2 4.1	10 15.6	2 4.7	5 11.4
合 計		187 100.0	166 100.0	123 100.0	58 100.0	49 100.0	64 100.0	43 100.0	44 100.0

※資料出所：都道府県中央会・全国中央会調べ

⑦商工組合

商工組合は、制度創設当初は、調整事業による過度の競争の防止を目的としていたが、現在では業種全体の改善発達を図ることを主目的とするいわば同業組合的性格の組合となっており、出資組合と非出資組合がある。実施事業は、指導教育、調査研究、情報収集など当該業種に係る指導調査事業のほか、出資組合では事業協同組合と同様の共同経済事業を実施することができる。

設立には、原則として1以上の都道府県を地区とすること、その地区内の同業者の2分の1以上が組合員となるものでなければならないこと等の要件を満たす必要がある。近年の設立は少なく、平成2年以降の新設数は年間1～2組合程度である。業種全体の不振や役割を終えて解散する組合も増えている。

⑧商店街振興組合

商店街振興組合は、原則として市又は都の区の区域内において、商店街の小売業やサービス業によって設立される組合である。昭和37年に制度が創設されたが、翌38年には364組合が設立され、46

年には1,000組合を超えるに至った。昭和50年代以降も、大型店進出への対応、商店街活性化への要請等から活発な設立がみられ、59年には2,000組合を越えた。しかし、大型店の郊外展開と中心市街地の空洞化の影響もあり、新規の設立は平成4年度の97組合をピークに減少に転じ、23年度は3組合にとどまっている。

⑨生活衛生同業組合

生活衛生同業組合は、飲食、理美容、旅館、公衆浴場、クリーニングなど国民生活に関係の深い業種（現在18業種が指定）の組合である。組合員の事業の衛生水準の向上や資格事業の改善を目的としている。資格事業者の3分の2以上が加入し、都道府県ごとに1つの組合が設立される。業種が限定されていることもあり、組合数には大きな変化はない。また、生活衛生同業組合の地区の一部を地区として、主に共同事業を行う生活衛生同業小組合がある。

2 組合から会社への組織変更

平成11年の「中小企業団体の組織に関する法律」の改正により、事業協同組合、企業組合、協業組合については、株式会社又は有限会社への組織変更が可能となった。

法施行から24年3月末までの間に、会社に組織変更したのは454組合である。内訳は、事業協同組合からの組織変更232、協業組合からの組織変更153、企業組合からの組織変更69である。

図表－4 組合から会社への組織変更

	株式会社	有限会社	合計
事業協同組合	196	36	232
協業組合	134	19	153
企業組合	56	13	69
合計	386	68	454

※資料出所：全国中央会調べ

3 LLP・LLCの動向

(1) LLPの動向

LLP (Limited Liability Partnership：有限責任事業組合) は、平成17年8月、「有限責任事業組合契約に関する法律」によって制度化された新たな事業体である。①構成員全員が有限責任で、②損益や権限の分配が自由に決めることができると内部自治が徹底し、③構成員課税の適用を受けるという3つの特徴を兼ね備えている。

図表－5 LLP設立件数

	件数
平成17年8月末現在	300
平成18年12月末現在	1,600
平成19年12月末現在	2,600
平成20年12月末現在	3,400
平成21年12月末現在	4,057
平成22年12月末現在	4,125

※経済産業省調査

(2) LLCの動向

LLC (Limited Liability Company：合同会社) は、平成18年5月1日から施行された会社法により新たに誕生した人的会社である。LLCは、①法人格を持ち、②有限責任、③内部自治原則が特徴である。

図表－6 LLCの登記件数

	件数
平成18年	4,062
平成19年	9,547
平成20年	10,762
平成21年	13,636
平成22年	15,736
平成23年	18,702

※法務省調査

4

組合青年部の動向

「組合青年部」は中小企業組合を母体として、概ね45才以下の若手経営者や企業の後継者等により組織されている。組合青年部のほとんどは独自の会則や事業予算を設け、勉強会・講習会事業、見学・視察事業、社会奉仕事業、親睦・レクリエーション事業、調査研究事業、異業種交流事業、イベント開催事業、親組合事業への協力、収益事業、行政等との懇談と組合青年部は実に多様な活動を行っている。

「青年中央会」はすべての都道府県において設立されており、東北・北海道、関東甲信越静、東海・北陸、近畿、中国、四国、九州・沖縄の7つのブロック単位に集約されているほか、全国組織として全国中小企業青年中央会（全国青年中央会）が設立されている。いずれも、設立からおおむね30年、最も古い県では40年以上の歴史を持っている。

平成24年3月、創立20周年を迎えた全

国中小企業青年中央会は、同年6月22日「自らの手で掴もう、創ろう日本の未来」をテーマに掲げ、東京都港区の明治記念館において、創立20周年記念式典を開催した。式典では、創立20周年を記念して優良組合青年部表彰が行われた。当日は全国から約330人が参加し活発な交流がなされた。

全国青年中央会の構成員数は平成24年度時点で約1,663組合青年部、約35,000人にのぼる。全国青年中央会では、国等との意見交換や各種中小企業施策に関する情報提供などをはじめ、地域単位では実施が難しい多くの事業を展開しており、全国レベルでの交流事業なども実施している。

青年中央会では、異業種の組合青年部の集合体であるという特徴を活かし、地域を基準に活動の範囲を段階的に区分することによって、その効果を最大限発揮している。

5

全国レディース中央会の動向

平成19年11月、宮城県仙台市において全国レディース中央会の創立総会が開催され、全国レベルでの交流と連携を実現するとともに女性経営者等の研鑽を進め、レディース中央会の充実と活性化を図ること等を目的として、各府県単位のレディース中央会（中央会女性部・女性中央会）の全国組織が誕生した。

現在、レディース中央会（中央会女性

部・女性中央会）は、平成23年7月に設立された秋田県を加え、計21府県において設立されている。

【レディース中央会設置中央会】

青森県、宮城県、秋田県、茨城県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、鳥取県、島根県、宮崎県、鹿児島県

平成24年7月、東京都港区の東京都立産業貿易センター浜松町館において、「平成24年度通常総会」並びに「組合女性部活性化研究会」を開催した。

さらに、今年度の主な実施事業の1つとして、全国中央会の協力により、基調講演、分科会等からなる「平成24年度レディース中央会全国フォーラム」を福島

県会津若松芦ノ牧温泉にて、11月14日に開催した。

今後は、女性部の未設置中央会や女性部未組織の組合等への積極的な働きかけや女性起業家の支援等にも取り組むとともに、女性経営者による活動の輪を拡大していく。

6 中小企業組合士の動向

中小企業組合においては、組合員である理事はそれぞれの事業を営んでおり、組合事業に専念できない場合が多く、組合の事業の円滑な遂行には事務局の充実・強化が必要である。共同事業の企画、実行に携わる組合事務局の組織体制及び事業遂行能力の如何が、組合事業の成果を左右するといっても過言ではない。

経営環境が大きく変化し、組合員のニーズに沿った共同事業を行うためには、事務局を核として組合員の英知を結集していくことが重要である。また、平成19年の中小企業等協同組合法等の改正により、組合のガバナンスが強化されるとともに、CSR（企業の社会的責任）が求められる中で、今後の組合発展のためには組合事務局の一層の強化が不可欠である。

中小企業組合の事務局に従事する役職員は、少ない人数で組合事業、経理、各種届出、庶務事項等の多種多様な業務を処理していかなければならないが、組合特有な事項も多く、専門的知識を習得する必要がある。

中小企業組合士制度は、こうした中小企業組合に従事する役職員の資質向上を

図ることを目的としている。職務の遂行に必要な知識に関する試験として「中小企業組合検定試験（中小企業等協同組合法第75条第1項第4号に定める全国中央会事業）」を行い、その合格者のうちから3年以上の実務経験を有するものに対し「中小企業組合士」の称号を与える制度である。

中小企業組合検定試験は、「組合制度」「組合運営」「組合会計」の3科目について実施されるが、昭和49年度から平成23年度までの延べ受験者数は22,281人、合格者は7,138人に達している。また、中小企業組合士の認定を受けている者は、平成24年6月1日現在、3,340人となっている（組合士の認定を更新しなかったものを除く）。

現在中小企業組合士で構成される中小企業組合士協会が31の都道府県で設立されており、各協会では、講習会・研修会・見学会などを開催するとともに、各ブロック内での交流を図るなど、相互の研鑽に努めている。また「1組合1組合士」を目標として、後進の育成にも取り組んでいる。昭和57年には、全国組織として「全国中小企業組合士協会連合会」が設

立され、協会未設置県の設立促進や中小企業組合士の経験交流・情報の交換、機関紙の発行、メールマガジンの配信、さ

らには魅力ある組合士制度の確立に向け積極的な活動を展開している。

7 農商工連携の動向

中小企業者と農林漁業者とが連携して行う事業活動を支援するため、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（農商工等連携促進法）」が平成20年7月に施行された。

同法に基づき、中小企業者と農林漁業者が共同で作成した農商工等連携の事業計画が認定されると、補助金、低利融資等の各種支援施策が利用できる。

事業計画には「農商工等連携事業計画」と「農商工等連携支援事業計画」の2種類あるが、平成24年10月15日時点で、「農商工等連携事業計画」521件、「農商工等連携支援事業計画」15件が認定されている。

案件には、中小企業組合が直接連携に参加しているものや、都道府県中央会が連携体に加わっていたり、サポート機関になっているものが含まれている。

8 地域資源活用組合の動向

各地域の強みである農水産品、鉱工業品及びその生産技術、観光資源の3類型からなる地域資源を活用して新商品の開発等の事業を行う中小企業を支援するため、「中小企業地域資源活用促進法」が平成19年6月に施行された。

同法に基づき、中小企業者が単独又は共同で、地域資源を活用して新商品・新サービスの開発・市場化を行う「地域産業資源活用事業計画」が認定されると、補助金、低利融資等の各種支援施策が利用できる。

平成24年10月15日時点で、1,046件の事業計画が認定されている。

このうち、中小企業組合の認定数は下記の26件である（※括弧内は、所在地・地域資源類型・認定年月）。

- ①協同組合マリンテック釜石（岩手県釜石市・農林水産物・平成19年10月）
- ②いわき湯本温泉旅館協同組合（福島県いわき市・観光資源・平成19年10月）
- ③野毛地区振興事業協同組合（神奈川県横浜市・観光資源・平成19年10月）
- ④湯田温泉旅館協同組合（山口県山口市・観光資源・平成19年10月）
- ⑤三川内陶磁器工業協同組合（長崎県佐世保市・農産地技術・平成19年10月）
- ⑥大海酒造協業組合（鹿児島県鹿屋市・観光資源・平成19年10月）

- ⑦山形鋳物工業団地協同組合（山形県山形市・鋳工業・平成19年12月）
- ⑧鶴岡織物工業協同組合（山形県鶴岡市・鋳工業品・平成20年2月）
- ⑨小国ウッディ協同組合（熊本県小国町・農林水産製品・平成20年2月）
- ⑩今帰仁ブランド協同組合（沖縄県今帰仁村・農林水産製品等・平成20年3月）
- ⑪富士製紙企業組合（徳之島県吉野川市・鋳工業品・平成20年3月）
- ⑫とこなめ焼協同組合（愛知県常滑市・鋳工業品・平成20年7月）
- ⑬加賀九谷陶磁器協同組合（石川県加賀市・鋳工業品・平成20年12月）
- ⑭ウエストコートぐんげ商店街協同組合（兵庫県淡路市・観光資源・平成21年2月）
- ⑮芙蓉酒造協同組合（長野県佐久市・農林水産製品・平成21年6月）
- ⑯企業組合オフィスケイ（大分県別府市・観光資源等・平成21年10月）
- ⑰おごと温泉旅館協同組合（滋賀県大津市・観光資源・平成21年10月）
- ⑱青い森国土保全協同組合（青森県つがる市・農林水産物・平成22年2月）
- ⑲群馬県同和食肉事業協同組合（群馬県高崎市・農林水産物・平成22年2月）
- ⑳淡路瓦工業組合（兵庫県南あわじ市・鋳工業品・平成22年2月）
- ㉑淡路瓦工業組合（兵庫県南あわじ市・鋳工業品・平成22年2月）
- ㉒上牧温泉旅館協同組合（群馬県利根郡みなかみ町・観光資源・平成23年6月）
- ㉓北秋田WATOGA協同組合（秋田県北秋田市・鋳工業品・平成24年2月）
- ㉔小田原蒲鉾協同組合（神奈川県小田原市・農林水産物・平成24年6月）
- ㉕あおもり藍産業協同組合（青森県青森市・農林水産物・平成24年6月）
- ㉖阿蘇温泉観光旅館協同組合（熊本県阿蘇市・観光資源・平成24年6月）
- ㉗丸重製紙企業組合（岐阜県美濃市・鋳工業品・平成24年10月）

9 新連携・経営革新の動向

中小企業が事業の分野を異にする事業者（中小企業、大企業、個人、組合、研究機関、NPO等）と連携し、技術、マーケティング、商品化等の経営資源を有効に組み合わせて、新事業活動を行うことにより、新市場創出、製品・サービスの高付加価値化を目指す取り組み（「新連携」）を支援するため、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（中小企業新事業活動促進法）」が平

成17年4月に施行された。

同法に基づき、2以上の異分野の中小企業が連携して新たな事業活動に取り組む「異分野連携新事業分野開拓計画」が認定されると、補助金、低利融資等の各種支援施策が利用できる。

平成24年10月15日時点で、818件の事業計画が認定されている。このうち組合がコアになっている案件は4件、組合が連携体に参画している（又は外部協力し

ている) 案件は27件、中央会が参画している (又は外部協力している) 案件は39件である。以下は、組合がコアになっている案件である (※括弧内は、所在地・認定年月)。

- ①協同組合インフォメーションテクノロジー関西 (兵庫県神戸市・平成 18 年 2 月)
- ②青森エコサイクル産業協同組合 (青森県青森市・平成 18 年 10 月)
- ③株式会社ヒーバックシステム (旧企業組合ヒーバックシステム) (静岡県静岡市・平成 19 年 6 月)
- ④ウェブシステム企業組合 (山形県山形市・平成 19 年 12 月)

また、同法に基づき、中小企業者が経営の向上を目指して、①新商品の開発や生産、②商品の新たな生産や販売方法の導入、③新サービスの開発や提供、④サービスの新たな提供方法の導入その他新たな事業活動に取り組む場合にも、「経営革新計画」を作成し承認を受けると、低利融資や信用保証の特例等の各種支援施策が利用できる。

平成24年10月15日時点で、48,945件の事業計画が承認されており、このうち中小企業組合は196件である。

10 地域商店街活性化法 認定組合の動向

商店街ならではの「地域コミュニティの担い手」という機能を発揮することにより、商店街の活性化を図ることを目的として「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律 (地域商店街活性化法)」が平成21年8月に施行された。

同法に基づき、商店街が地域住民の生活の利便を高める「商店街活性化事業計画」が認定されると、補助金、低利融資等の各種支援施策が利用できる。

平成24年10月15日時点で、102件の事業計画が認定されている。



全国先進組合事例

共同受注

● 共同受注の新規需要開拓に取り組む建築設計技術集団 鹿児島県建築設計監理事業協同組合

〒890-0055 鹿児島県鹿児島市上荒田町 29 番 33 S60 年 3 月設立

TEL : 099-298-1835 FAX : 099-298-1836 <http://www.synapse.ne.jp/kskukagosima/>

地域の実情を熟知した地元建築設計業者が結集。官公需適格組合の証明取得などにより、組合員単独では受注困難な大規模事業を共同受注。現在は新たな需要開拓・喚起に取り組んでいる。

【背景と目的】

設立当初は、鹿児島県大型プロジェクト等の設計・監理業務をJVにより受注すべく設立された。本県唯一の建築設計分野の官公需適格組合として、地域に密着した設計集団の役割を果たすべく、県北薩地震災害復旧や県庁舎、農業開発総合センター、県民交流センター等の公共建物の設計・監理業務を実施してきた。

現在は、財政逼迫の中で大型の公共事業が減少してきていることから、これまでの共同受注を中心とした取り組みに加え、新しい社会要請への対応、新しい需要の喚起への取り組みを強化している段階である

【事業の内容】

地域の実情を熟知した組合員の有する技術力・ノウハウを蓄積・組織化し、県内設計業界の設計・監理能力の向上と経営基盤の強化を図り、質の高い成果の実現を目指して活動しており、設立以来 25 年間、県の大型プロジェクトの共同受注など多くの実績を残してきた。随意契約など鹿児島県の支援も大きかった。

昨今では、耐震診断や耐震補強計画業務、マンションの長期修繕改修計画、更には、既存建物ストック活用等の提案も行うとともに、共同受注の確保・拡大への取り組みも強化してきており、地域の建設産業発展の一翼を担っているところである。

【成果】

官公需への適格な対応を可能とする組織力や組織体制をもとに、蓄積されたノウハウ・技術力を活用したこれまでの成果により、本県の建設産業の発展に欠かせない存在になっている。また、これからの時代を先取りしたモデル先導的な独自の取り組み、新たな需要開拓もスタートしている。

今後とも、これまでの蓄積を活かした共同受注の確保・拡充を基礎として、新しい需要の開拓を図っていくことで、組合及び組合員のさらなる発展はもとより、鹿児島県の建設産業、ひいてはまちづくりに貢献できる組合として、今後さらなる発展を目指していく。



本県の行政中枢を担う
県議会庁舎、行政庁舎、警察庁舎



国際交流・生涯学習・男女共同参画・
介護等の複合施設「県民交流センター」

● 中小事業者が連携して大手企業と対等な業務遂行を実現 コンピュータ利用促進協同組合

〒400-0857 山梨県甲府市幸町13番21号 H12年10月設立
TEL : 055-236-1288 FAX : 055-236-1301 <http://www.ccp.or.jp/>

市場の将来性が有望視され競争が厳しいIT関連業界において、中小企業事業者がそれぞれの専門分野を持ち寄り、大手企業と対等な業務遂行力を実現させ、受注を獲得。

【背景と目的】

インターネットのインフラ整備が進み、本格的にネット需要が拡大する中、IT業界ではメーカー系の業者がその優位性を活かして、設計からシステム構築、保守を受注し、下請けとなる中小企業は、取引面で不利な立場に置かれている。当組合の共同受注事業は、IT関連の小規模事業者が集まって、組合員それぞれの得意分野（情報化コンサル・情報通信インフラ整備・ネットワーク構築・アプリケーション開発・デザイン等）を組み合わせることにより、メーカーと対等な業務遂行体制・能力を整え、市場において競争力を高める中で受注を獲得していくことを目的としている。

【事業の内容】

受注案件に応じて組合内（理事会）で、組合員のコーディネート（エンジニア・工事要員等のマッチング）を行い、組合員各社の得意分野を連携させて、大手システム会社に対抗しうる幅広い業務の提供を行なっている。当組合では稟議の手間を最小限に止め、案件に対して迅速な対応ができるように執行部体制のスリム化を図っている。対外的な窓口を組合に一本化し、組合の管理の下、一元化された情報の中で顧客の要請・要望に対応している。営業の窓口は組合になるものの、各組合員も窓口となり組合一丸となって受注機会拡大に務めている。官公需適格組合証明は対外的な信用力確保において力を発揮し、営業ツールとして貢献している。

【成果】

市場において技術的優位性を保持しているIP電話システム Asterisk 関連の技術と、ソフトウェア開発からITインフラ構築、LAN施工、システム保守までを一括して推進できる強みを活かして、IP-PBXやコールセンターシステムを重点品目として営業を行い、現在、大手映画会社傘下のチェーン映画館の全国の劇場のIP-PBXと拠点間内線化システムの受注に成功し、導入と保守を行っている。事業運営にあたっては官公需適格組合における各委員会の組織を運用していくことで、案件の受注体制が明確になり、納品物の品質が向上した。組合員においては案件情報を共有することで実績のない内容や地理的条件の案件を受注できるようになり、また、単独では規模的または技術的に対応できないような案件の受注に繋がる機会が増えた。



中央会でのネットワーク工事の様子



パソコンの設定に手分けで取り組む

■ 共同仕入・共同購入

● 「自立共助」の思念で結束して、燃料の廉価仕入を実現 鹿児島共同配車センター事業協同組合

〒891-0131 鹿児島県鹿児島市谷山港三丁目1番地5 S52年11月設立
TEL : 099-261-3341 FAX : 099-262-1316

地方運送業が鹿児島市内に給油所等の共同施設を整備し、燃料の共同購入を事業化。
加入出資金を下げ、組合員数を増やし、仕入先との交渉を有利に進め廉価を実現した。

【背景と目的】

昭和48年のオイルショックによる燃料費高騰や採用難による人件費高騰等で費用が増大する一方、過当競争による売上高の減少で経営環境が悪化した。また、物流量増加に伴い鹿児島市内での物流拠点整備が進んでいた。

危機感を抱いた地方の運送業者を中心に昭和52年11月に組合を結成。鹿児島市内に拠点を整備し、燃料等の共同購入・共同受注・共同配送等の事業を開始した。特に、燃料費削減は大きな目的の一つであり、共同購入に加え、施設内に組合自営の給油所を整備した。

【事業の内容】

燃料は仲卸へ前日午前中までに依頼すると翌日には組合の給油所や組合員に納品される。県外での給油は仲卸の代行給油所を利用できる。仕入価格は、毎月月上旬に仲卸と価格交渉を行って前月仕入分の値決めをする。この価格交渉を有利に進めるためには取扱量を増大させる事が有効であり、組合の加入出資金を10万円から1万円に引下げて新規加入組合員数を大幅に増やした。(設立時14から現在は89人)。今では、当組合の取扱量は仲卸の取引先の中では最大手に位置付けられる。また、組合の財務体質が強化されキャッシュフローに余裕が生まれたので支払を現金払いとした。これらの対策により、廉価での仕入が可能となり、更に新規加入組合員が増え、より廉価での仕入が可能となる好循環が生まれた。組合は仕入価格に手数料(給油量当り)を付加し、組合員から締め後60日間で回収する。決算時の利益配当は年間給油量の割合で按分して組合員に還元している。

【成果】

鹿児島市内に共同施設と給油所、志布志市に給油所を整備し、燃料費の削減が実現できた。それにより組合員の経営規模も拡大し、荷物取扱高県内トップの企業を輩出している。しかし、組合員数の増加により燃料の廉価仕入はある程度実現できたが、これ以上の規模拡大は限界にきている。今後は、組合員数のメリットを活かした共同配車や共同受注等の事業を拡大する予定である。組合も事業拡大に伴い財政体質が強固となり、自己資金での運営が可能となった。それにより、課題である施設老朽化に対処するための積立も開始している。



鹿児島共同配車センター協同組合
事務所入口



鹿児島共同配車センター協同組合
事務所



組合の給油スタンド

● 便利な Web 注文いつでもどこでも仕入上々!!

岡山青果食品商業協同組合

〒702-8052 岡山市南区市場 1 丁目 1 番地 S22 年 8 月設立

TEL : 086-265-8088 FAX : 086-265-8089 <http://okayamashokumi.or.jp/>

事務処理の効率化と高齢化する組合員の負荷軽減を目指し I T を活用！

組合員の商品確保と業務時間短縮を実現！

【背景と目的】

岡山市郊外には大型量販店、複合型のモールが多数出店されており、消費者は大規模量販店に流れていく状況にある一方、本組合員は中小零細企業、個人事業主が多くを占め、大型店との差別化・顧客囲い込み・仕入業務の改善・電子化の導入等もコストの問題により抑制されがちであるなど課題が山積している。そんな中、組合事業における「代表買事業」は、組合員の注文を組合が取り纏め、セリの代行を行うもので大型量販店の大量仕入から中小零細組合員を守るための重要な事業である。そこで、組合として組合員の負担軽減を目指し携帯電話と P C を活用した管理システムを導入することになった。

【事業の内容】

I T 化に対する認識について組合員の年齢及び事業規模に格差があり、特に小規模な組合員には P C の導入がほとんどなされておらず、どこまで組合員が活用するのか不透明な部分があった。そこで、どのようにしたら利用してもらえるか検討した結果、携帯電話の活用が大きなポイントになり、「いつでも・どこでも・手軽に」をうたい文句にシステム構築を進めていった。また、組合員向け市況情報をリアルタイムに入手し、適切な商品仕入に役立てることができるようになるだけでなく、その情報の一部を消費者向けとして公開することで地産地消や『食の安心・安全』をアピールする糸口とし、新たな顧客の囲い込みを目指した。

【成果】

組合ではこれまで紙注文であったため、注文・請求の入力作業をしていたが、電子化により入力ミスもなくなり、処理時間を短縮したことで事務の効率化に繋がった上、購入商品が事前に把握できるので、組合として計画的な仕入れができるようになった。また、組合員は、自宅からインターネット注文（P C 及び携帯電話）ができることで、早朝から組合に出向いて注文する業務時間が短縮でき、なおかつ、注文内容も確認できるようになった。この誰でも手軽に利用できるシステムを構築したことで、想定以上に組合員が活用するようになり、携帯電話を利用したことが高齢化した組合員の利用拡大に繋がる結果となっている。今後はこのシステムを普及させることで、更なる商品確保に繋げ、更に、組合員と取引先や消費者を結びつけるような仕組みを構築し、組合員の販売先確保に繋げていきたい。また、組合は「八百屋のプロ集団」である自覚を持ち、いつ・何が「旬」の商品であるか消費者に対して伝えていきたい。



セリ会場の様子

● チップ加工施設を活用し未利用資源の有効活用を図る 埼玉木材チップ協同組合

〒369-1301 埼玉県秩父郡長瀬町大字矢那瀬 480 番地 H19 年 11 月設立
TEL : 0494-66-4400 FAX : 0494-66-4411 <http://www.saitama-chip.com/>

県内唯一の天然木チップ加工施設を活用し、未利用の森林資源を製品化し、新たな販路開拓を行うなど地域資源の有効活用と地域活性化に取り組んでいる。

林業離れが加速する中、秩父郡市の林業関係有志で事業協同組合を設立。これまで未利用であった森林資源を有効活用し、併せて環境保全や地域活性化を図ることを目的として、天然木としては県内唯一のチップ加工施設を設置した。加工施設は平成 20 年 4 月より稼働を開始し、主に針葉樹チップ・広葉樹チップを中心に製品化し、製紙メーカーなどに販売している。原料となる針葉樹原木は建材に適さない低質材、広葉樹原木は支障木といった未利用の森林資源が利用され、現在は、年間約 4 万立方の原木の再生処理が行われている。

【背景と目的】

林業を取り巻く環境は、間伐を中心とした保育作業や伐採・搬出に伴う費用の回収もままならず、このため林業離れが加速し、後継者不足、林業就業者の高齢化が進み、山村問題や限界集落化の一因ともなっている。こうした中で、秩父郡市の林業関係有志で事業協同組合を設立。これまで未利用であった森林資源を有効活用し、組合員経営の合理化・安定化に寄与し、併せて環境保全や地域活性化を図ることを目的として国の補助事業である「農村漁村活性化プロジェクト支援交付金」を利用して天然木のチップ加工施設を設置した。

【事業・活動の内容】

天然木のチップ加工施設としては県内では唯一のものであり、平成 20 年 4 月より稼働を開始し、針葉樹チップ・広葉樹チップを中心に製品化し、主に紙原料として製紙会社に販売している。このほか、きのこ栽培や肥料等に利用されるチップダストや土壌改良材等に利用されるバークチップなども製品化している。

【成果】

これまで未利用であった原木を組合事業として製品化し、販売することにより、森林資源が有効活用でき、併せて環境保全や循環型社会の実現に寄与している。組合としては今まで以上に環境負荷の低い製品づくりに努めていくことが重要であり、また、新製品開発や用途開発にも積極的に取り組む必要がある。現在、組合ではチップ材として利用できない原木（細材・短材）の活用について検討中であり、こうした活動が新たな需要先開拓につながるものと期待される。



チップ加工場全景



「木の情報館」の展示物

● 地域団体商標取得を機に『因州和紙』ブランドの確立を目指す 鳥取県因州和紙協同組合

〒689-0501 鳥取県鳥取市青谷町青谷 4063-11 H15 年 4 月設立
TEL : 0857-85-0408 FAX : 0857-85-2500

地域団体商標取得を機に、更なる「因州和紙」ブランド力向上を目指すとともに、各種イベントの開催やパンフレット発行により消費者へ魅力を発信、消費の拡大を図る。

【背景と目的】

地域の地場産業として栄えてきた和紙業界は、消費者のライフスタイルの多様化や住宅の洋式化に直面し、国際化の中で安価な輸入品の増大、少子化に伴う学童や書道人口の減少などから生産量は減少し、厳しい状況下にある。こうした中、鳥取県の代表的な因州和紙の二大産地である因州和紙青谷協同組合と佐治因州和紙協同組合が産地間の垣根を越え連携してブランド力を高め、新製品開発を推進し、販路拡大等行っていくため、平成 15 年に合併し「鳥取県因州和紙協同組合」を設立した。

【事業・活動の内容】

合併後、平成 21 年 11 月に県内の工芸品分野では初となる「因州和紙」の地域団体商標を取得。組合が認める商品に「因州和紙ブランドマーク」を付して、因州和紙の更なる品質と信頼性の向上に努めている。この活動により因州和紙ブランドのイメージを高め、他産地との差別化を行うことで消費の拡大を図っている。また、因州和紙の魅力を伝えるため学童を対象とした「卒業証書の紙漉き体験」や一般市民を対象とした「書初め大会」を行い、都市部で「因州和紙フェア」を開催するなど販路開拓を行っている。

【成果】

組合が地域団体商標に基づく「因州和紙ブランドマーク」を作成したことにより、組合員の品質に対する意識が高まるとともに、インテリア製品等への用途開発など新たな市場開拓に取り組んでいる。また、地域に密着したイベントを通じて伝統工芸品の良さが広く認識された。加えて、英文によるパンフレットを作成するなど海外も視野に入れた販路開拓を目指しているところであり、これらの組合の取り組みを通じて「因州和紙」ブランドの確立と他産地との差別化が図られつつある。



地域団体商標制度に基づく
「因州和紙ブランドマーク」



書初め大会（高校生と子供たちによるパフォーマンス）

■ 災害対策

● 数は力！建設のプロ集団による大震災からの迅速な復旧 協同組合八戸中央建設業協会

〒031-0071 青森県八戸市沼館二丁目 27 番 15 号 H12 年 12 月設立
TEL : 0178-41-2333 FAX : 0178-41-2335 <http://www.htk8.jp/>

粘り強く行政に災害対策の必要性を説き続け、8年後に協定を締結。その後、家具転倒防止器具の取り付けをボランティアで実施。協定締結から3年後、東日本大震災が襲来。

【背景と目的】

「当地域は海沿いにあり、万一の大規模な災害への備えと、災害後の復旧に対する備えが必要である。これらの役割を担うには地域と現場を知り尽くした地域の建設関連企業による対応が最も迅速で有効である」設立当初から八戸市に対し、防災と災害対策の必要性を訴え続けた。

平成20年2月に八戸市と「防災対策等への協力に関する協定」、「災害時における支援協力に関する協定」を締結した。

【活動の内容】

防災対策としては、組合員のボランティアにより、高齢者住宅を中心に家具等の転倒防止器具の取付けを行った。対策が必要な住宅のリスト化は各町内会と協力して実施した。大震災前に市内を一巡することができたため、市民からは防災効果があったと喜ばれている。

災害対策としては、災害協定締結後の実際の活動が、東日本大震災となった。震災後は災害復旧対策本部を立ち上げ、被害状況を把握。3月14日に八戸市から道路機能回復の依頼を受けた。活動が可能な組合員を招集し現場視察、作業指示を行い、即座に復旧作業に取り掛かった。対策本部と組合員企業の「現場作業チーム」が直結し、あたかも一つの企業のように作業計画・作業指示・連絡・報告等がなされたことにより、迅速、かつ的確な緊急対応を可能とした。

【成果】

大震災前から取り組んだボランティアの防災対策が奏功し、被害の減少に寄与することができた。また、震災後の災害復旧においては、迅速、かつ的確に復旧工事を行うことができた。これらの活動により、災害協定の実効性と災害防止・復旧に対する組合の役割が市民、行政に理解され、今後の防災に関する行政との信頼関係が構築された。組合設立前の組合員は、単独で資格取得、セミナー参加、その他の情報収集を行ってきたが、組合設立後はスケールメリットを活かした活動により、組合参加のメリットを実感している状況にある。災害防止・復旧活動に関しては、防止・復旧活動を通じ、組合としての団結力が更に強固になり、個々の組合員が組合の社会的存在意義と、事業としての組合への参加意義をより明確に持つようになった。

今回の震災前後の活動により、当組合が市民、行政からより必要とされる存在になることが予想される。



道路確保（八戸市）



幹線道路確保（八戸市）

● 全組合員のBCP策定で社会貢献と災害対策に取り組む 都市再生調査事業協同組合

〒166-0012 東京都杉並区和田3-54-5 H16年7月設立
TEL : 03-5305-7231 FAX : 03-3316-5252
<http://www.daido-it.co.jp/html/kumiai/framepage1.htm>

組合のBCMSの認証取得と全ての組合員企業がBCPを策定することにより、連携を強化し、災害発生から事業の早期正常化の積極的な地域貢献活動に取り組む。

【背景と目的】

杉並区内の測量業者が組織していた任意団体「杉並同好会」が中心となって、今後発注が予定される大型案件の受皿となるべく、平成16年7月に組合を設立した。

災害対応については、平成21年7月にBCMS（Business Continuity Management System：事業継続マネジメントシステム：英国規格BS25999-2）の認証取得を果たした。更に、組合員企業全てがBCP（事業継続計画）を策定し、地域社会の安全・復旧、災害等からの早期正常化、非常時における積極的な地域貢献活動を行うべく、平時より災害時の連携を目的として取り組んでいる。

【活動の内容】

組合のBCPは各組合員企業のBCP策定の上に成り立つものと考えており、この活動は組合のCSRと捉えている。被災時に組合員相互のサイト、機材、人材等を融通し合い、各企業の早期事業再開により従業員の経済的不安の解消を図るとともに、災害発生時から行政と協働し調査・情報の提供など、復旧・復興時には、当組合が保有する技術提供などの社会貢献を果たすこととし、平成22年度には組合員間で「事業継続計画に関する覚書」を締結した。

組合では独自に携帯電話のGPS機能を利用し、震災地域の被害状況・各組合企業の被害状況・災害対策支援可能状況をPCの地図上に表示し情報を共有する災害情報収集システムを開発し、総合訓練時にその実証試験を行っている。

【成果】

災害発生時からいち早く行政と協働し災害復旧・復興に当たる旨を確認し、平成22年10月組合員各社と「事業継続計画に関する覚書」を締結した。現在、関東近県の測量業者の協同組合（東京都、山梨県、埼玉県、神奈川県、千葉県内の計10組合）が集まり、関東測量設計業連絡協議会を組織し、協定を締結しており、全国の他の測量業者組合との協定についても準備中である。杉並区及び管内東京都建設事務所と正式に協定書を締結するなど、災害発生から復興・復旧を果たすために、平時より様々な関係機関と協力関係を構築し、更に意識を高めて行く。



携帯電話とGISを利用し、
行政の情報収集活動をサポート

安心安全な「かごしま黒豚」

協同組合南州高山ミートセンター 代表理事 本田信一
(農事組合法人南州農場 理事長)

安心・安全を守ることは、あらゆる企業にとって重要なテーマであり、消費者の食に対する信頼に応えるためにも不可欠な取り組みです。

本号では、安心・安全な県産黒豚の生産・加工・販売に取り組んでいる、協同組合南州高山ミートセンター代表理事（農事組合法人南州農場理事長）の本田信一氏にご寄稿いただきました。



県産黒豚とは

鹿児島県は、県畜産試験場において、1972年から黒豚（バークシャー種）の系統造成による品種改良を進めています。開発された系統豚は、(社)鹿児島県種豚改良協会を維持センターとして維持増殖を行い、各増殖センターで系統間交雑種豚を生産して、系列農家に供給しています。今では全国にブランド豚がありますが、それらと比較しても「かごしま黒豚」の品種改良と種豚供給体制は、他の追随を許さないスケールと内容になっています。

一方で、生産者は同一生産系列ごとに12団体で鹿児島県黒豚生産者協議会を組織しています。この協議会の生産する黒豚は、商標登録された「かごしま黒豚」という名称で流通しており、鹿児島県のブランド指定を受けています。南州農場は、同一生産系列12農場と共に「南州黒豚会」を組織して協議会に加盟しています。



【かごしま黒豚の特徴】

- ① 体毛は黒色で四肢、鼻、尾の6箇所に白斑がある。(別名：六白)
- ② 大型種に比べると産子数が少なく成長が遅い。
- ③ 肉は繊維が細かくやわらかい。
- ④ 肉は光沢と弾力に富み、保水性が高く肉がよくしまっている。
- ⑤ 脂肪の融ける温度が高く、べとつかず、さっぱりしている。
- ⑥ うまみを引き出すアミノ酸の含有量が多いため、おいしく特有の小味がある。
- ⑦ 肉の臭みがない。

「かごしま黒豚」は、最も鹿児島をイメージできる食べ物として、または食べたい物として、メディア等で数多く紹介される存在になっています。何故ここまでブランド化出来たのでしょうか。次は、「かごしま黒豚」の歴史について説明します。

「かごしま黒豚」の歴史

今回のテーマに取上げている鹿児島の黒豚は、長い歴史があります。歴史的文献によると、「慶長 14 年（1609 年）島津家久（18 代当主）が琉球侵攻して凱旋のおり豚を持ち帰った」とされており、これが鹿児島県の黒豚養豚の始まりとされています。

戦国時代の島津軍は、黒豚を「歩く野菜」と言って、兵糧として戦場に連れて行く肉食集団として恐れられていました。仏教により肉食がタブーとされていた時代でも、薩摩では日常的に豚肉が食べられていたこととなります。この背景として、薩摩のシラス台地という特異な土地が影響していたと考えられています。シラス台地のため米を作りたくても農地改良が難しく、植え付ければ育ち台風にも強いサツマイモが主な農作物で、そのサツマイモを餌にできる養豚が定着して、豚肉を食糧とする習慣となったようです。

その後、薩摩の黒豚が一躍有名になるのは、江戸時代末期に幕府への献上品として取上げられたことでした。薩摩の黒豚は、15 代将軍徳川慶喜も食され気に入っていたようです。また、郷土の英雄・西郷隆盛も豚骨や肉野菜炒めとして食していたことが記録として残っています。

明治に入り、イギリス原産のバークシャー種を導入して、昔から飼われていた土着の豚との改良を進めました。この頃の黒豚の一大産地は、カツオで有名な枕崎でした。枕崎では、餌としてサツマイモとカツオのアラを組合せて飼育する方法がとられていました。昭和の戦前頃は、この枕崎の黒豚が南薩鉄道鹿籠駅から東京に送られていました。その品質が非常に優れており“鹿籠豚”という名称で人気を博しました。

戦後から高度経済成長期に入ると鹿児島の黒豚は一躍全国的に有名になり、豚積車という貨車に乗せて、東京品川の芝浦と場へと運ばれて行きました。

しかし、1970 年代に入ると、全国の養豚農家では、成長が早く産子数の多い大型の白豚の導入が進み主流となりました。鹿児島県も例外ではなく、肉質の良さを理解しながらも経済性から黒豚生産農家が次第に減少していきました。このため、鹿児島県では、県内を二分して「白豚の導入を進める」「黒豚を残す」の大論争になりました。いわゆる「白黒論争」が起こったのです。結局、この論争は当時の県知事であった金丸三郎氏が「黒豚は鹿児島の宝である。よって黒豚を残す」と言って幕を閉じました。しかし、「黒豚は残す」となったものの白豚導入は進み、昭和 30 年代まで 100%であった黒豚出荷数は、1975 年には 12,645 頭、県全体の 1.6%にまで減少してしまいました。

雌伏の時を送っていた黒豚は、1990 年代のバブル景気によりその価値は見直され、空前の黒豚ブームが訪れました。黒豚需要に対する絶対的頭数が少なかったことから「偽鹿児島黒豚」が出回る事態になり、鹿児島県畜産課などに苦情や問い合わせが殺到しました。

この事態を受けて、黒豚の定義を「バークシャー純粋種のみを黒豚と表示できるものとする」とし、1999 年食肉小売品質基準が改正されました。また、鹿児島県と鹿児島県黒豚生産者協議会は、厳しい基準を設けた上で「かごしま黒豚」を商標登録しました。

このような県挙げての取組みによって、1975 年に 12,645 頭と県全体の出荷豚数の 1.6%まで

落ち込んでしまった黒豚は、現在では約 350,000 頭と県全体の出荷豚数の 17.5%程度まで回復しています。

南州農場グループの概要

南州農場グループは、1976 年 8 月、佐多町（現在の南大隅町佐多伊座敷）に地元農家 4 戸の協力を得て設立され、雄 2 頭、雌 20 頭から養豚事業を開始しました。

当時の農場では、例えば資材発注するのに 3 k m 離れた公衆電話まで行かなければならない等、インフラが殆ど整備されておらず、自分たちで農場への道路を作ったり、湧き水を集めて水道を引いたり、悪戦苦闘の連続でした。そのような中でも、年次計画に基づく経営を心掛けました。そして、利益は設備投資にまわし、豚舎を増やしていきました。幸いなことに、事業は徐々に軌道に乗り、現在 3 つの生産農場で年間約 85,000 頭（黒豚 7,000 頭）の肉豚を出荷する規模になりました。



【生産農場:佐多本場と食肉処理場】



【協同組合南州高山ミートセンター】

養豚事業に加えて、1982 年に食品加工事業、1988 年に養牛事業、1993 年に豚カット肉事業、2000 年に豚と畜事業を開始して、生産・食肉処理・加工から販売まで行う一貫生産体制を構築しました。

南州農場の安全安心への取組み

設立以来、食糧生産のみならず、農業の持つ多面的機能が十分発揮されるよう、地域社会と共に考え、共に歩み、生産・加工から販売までの一貫生産の道により、安全と安心をお客様にお届けすることを会社の理念と考え、経営してきました。

そして、この一貫生産の過程全部は、信頼されるシステムに裏付けされ、かつ情報開示ができることが、お客様に信頼される最も重要なことだと考えています。これらの考えを整理しますと 3 つのポイントに整理できます。

【一貫生産体制の構築】

経営理念のもと、3 つの生産農場、食肉処理場、食品加工場、販売部門を設けて川上から川下への垂直的統合を進め、お客様から見て安心できる「顔の見える」体制を構築してきました。

【各事業への信頼されるシステムの導入】

生産農場では、消費者の食品に対する安全意識の高まりや、口蹄疫・鳥インフルエンザ等の発生を受けて、農林水産省が認証基準を策定した「農場 HACCP」に取り組んでいます。当社製品の根幹となる一次生産段階での作業の見直し、管理マニュアルの作成等を着々と進め、本

年中に審査を受ける予定にしております。

一方、食肉処理場である協同組合南州高山ミートセンターは、2002年に新工場を稼働させています。この工場は、食肉処理の先進地域であるEUより製造ラインを導入し、国内でも特色のある工場となっています。2004年には、ISO審査会社により「と畜解体ライン」を含んだ国内初の「HACCP認証」を受けています。更に、2007年には「ISO22000の認証」を受けています。認証範囲は、「枝肉」「部分肉」「豚副生物（内臓）」のラインです。また、本年中に新たな食品規格である「FSSC22000」へも挑戦することになっています。

【情報公開への取組み】

育てる豚の飼料、病気の予防や治療に使用する動物医薬品等の生産情報を公開する方法として、飼養する豚一頭一頭（親豚も合わせると年間約10万頭）にICタグを取り付けて、個体管理する方法を採用いたしました。ICタグには15桁の数字が入力されており、給餌切り替えや投薬時に該当する豚のICタグを読み取り、結果を専用サーバーに送り蓄積します。そして、このICタグは豚に装着されたまま出荷され、食肉処理場でも読み取り、データ化します。

これらの蓄積された生産情報は、ICタグの15桁の数字と最終製品（部分肉）ラベルのロットナンバーを紐付けし、当社ホームページのトレーサビリティ画面上で公開できる仕組みにしています。

【参考資料1】ICタグによる管理風景



(ICタグ)



(仔豚への装着)



(給餌切り替え、投薬時の読取)

【参考資料2】協同組合南州高山ミートセンター設備



(二酸化炭素ガス麻酔機)



(毛焼きライン)



(蒸気湯引きトンネル)



(解体ライン)



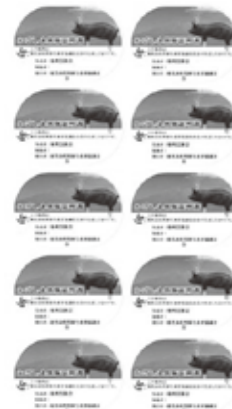
(枝肉保管庫)



(カット室)



【かごしま黒豚証明書】



【かごしま黒豚ミニシール】

【「かごしま黒豚」の生産・流通の仕組み】

- ① 出荷の際に、生産者名・出荷年月日・証明書番号を記入した「かごしま黒豚証明書」を作成する。
- ② 製品に「かごしま黒豚証明書」を添付して、販売店等までに流通する。
- ③ 販売店等は、「かごしま黒豚証明書」を出荷者に返還して、生産量、出荷量を集計する。
- ④ 集計した結果を協議会に報告する。

上記の生産流通体制は、銘柄の確立に加えて、消費者からの問い合わせに対して、生産者まで遡れるトレーサビリティにも一役買っています。また、「かごしま黒豚ミニシール」は、店舗でのトレイ、パックに貼付することで、消費者が一目で銘柄を視認できるようになっています。

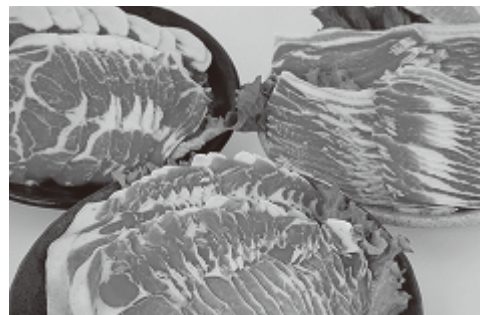
「かごしま黒豚」の展開

南州農場グループの輸出は、2000年12月香港シティスーパーに向けて、かごしま黒豚の加工品を出したのが最初の実績で、現在も黒豚ウィンナー、黒豚ボンレスハム、黒豚ベーコン等の製品を定期的に輸出しています。

2009年より、香港、マカオに向けて豚肉の輸出を開始しています。更に、昨年末に食肉処理場である協同組合南州高山ミートセンターが、シンガポールAVA（シンガポール農食品獣医庁：輸入食品の監督官庁）の査察に合格し、輸出認定施設となりました。

海外では、日本産食肉がその安全性と品質の良さで高評価を頂いております。今後は、香港、マカオ、シンガポールへと「かごしま黒豚」の輸出を展開していく予定です。

また、事業の多角化を進め、経営基盤の安定化を目指すために、「かごしま黒豚」を積極的に使って、6次産業化にも積極的に取り組んでいます。



【南州マイスターヴェルク】

2011年3月福岡市にある博多阪急に「かごしま黒豚」を原料とし、ドイツ製法によって製造したハムソーセージ専門店「南州マイスターヴェルク」をオープンしました。



【かごつまふるさと屋台村：南州農場】

2012年4月、「かごつまふるさと屋台村」に「かごしま黒豚」と「大隅産食材」を提供する飲食店「南州農場」を出店しました。



今後も、消費者の食品に対する安全安心の要求に、満足頂ける企業でありたいと切に願っております。これまで、取組んできた仕組みについても現状に満足するのではなく、常に改善を意識しながら試行錯誤を重ねていかなければならないと思います。

また、鹿児島県の先人達が守り抜いてきた「鹿児島県の宝、かごしま黒豚」の灯を消すことがないように、また更なるブランド価値を高められるように取組んでいきたいと考えております。

《組合及び会社の連絡先》

◇協同組合南州高山ミートセンター

肝属郡肝付町前田 3550 番地 TEL 0994-65-3161 FAX 0994-65-3162

◇農事組合法人南州農場

肝属郡南大隅町佐多伊座敷 5950 番地 TEL 0994-26-4141 FAX 0994-26-4545

Never Give Up! 元気を出そう! がんばれ中小企業

効率的な物流を構築し 地域社会の発展に貢献する

セイコー運輸株式会社 代表取締役 鳥部 敏雄 氏

県内景況は、新幹線全線開業を契機とした観光客増加で一時的に明るい兆候が見られたものの、長引くデフレ経済の影響を受けた個人消費の冷え込みにより、依然として低迷が続き、中小企業は苦境に立たされている。

こうした中、物流効率化とコスト削減、地球環境保全などの推進に、ヒューマンネットワークをフルに活用し、時代の求めるニーズに積極的に取り組むセイコー運輸の鳥部敏雄氏にお話を伺った。

なお、鳥部氏は、鹿児島物流ネットワーク協同組合の理事長としても、運送業を通じた地域経済発展に大きな役割を果たしている。

➤ 運送業に入ったきっかけ

私は、学生時代を鹿児島で過ごした後、実家のある熊本県天草地方で、家業の造船鉄工所経営に携わりました。その後、実家を長兄が継いだのを機に再び鹿児島に移り、コンピュータ関連会社でソフト開発業務に従事して経験を積み、3年後に独立しました。

しかし、セイコー運輸(株)創業者である義父の病气悪化に伴い、コンピュータの仕事が続けるかたわら、運送業の道に入りました。

入社当時は運送業界のことは何も分からない状態でしたが、業務効率化が必要と判断し、ソフト開発の経験を活かして、配車システム構築から給与計算に至る効率化を実現するためのシステム構築に取り組みました。その後、平成6年に会社を継いでから、足掛け20年近く運送業に携わっています。

また、37歳で入った青年会議所では、様々な気づきを得ながら、自己研鑽に積極的に取り組んできました。これからも経営者として徹底した業務効率化に取り組むとともに、人との出会い、繋がりなどの人脈を大切にしていきたいと考えています。

➤ 現在までの事業展開

鹿児島は温暖な気候に特徴があり、農畜産物が豊富です。鹿児島の農業が関東・関西で勝負するには、農畜産物を、いかに鮮度を保ったまま運べるかが重要なポイントになります。しかし、私が後を継いだ当時、会社には1



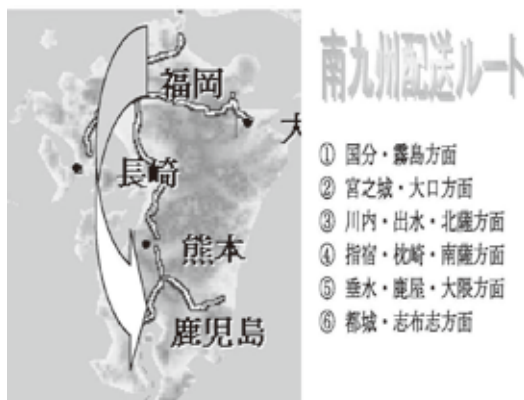
台も冷凍車がなく、鹿児島で運送業を営むにあたっての大きな課題を抱えていました。特に、切り花・野菜・肉・魚などは鮮度が命で、鹿児島から関東・関西・九州各県に輸送する場合、冷凍車は欠かすことができません。

そこで、沖永良部からの切り花輸送を行うために3台購入し、現在では、30台以上の大型冷凍車を導入して、お客様の商品を、鮮度を保ったまま輸送することを実現しています。更に福岡営業所を立ち上げることで、効率的な輸送ルートを確立することができました。

また、当社は社是として「言葉に至誠、態度に至誠」を掲げています。

これは、言葉や態度を含め全てにおいて誠実であるという意味です。交通法令の遵守など年に2回社員研修を行っている他、社内でグループを作り定期的にミーティングを開いています。その中で取引先の情報共有や無事故への取組みをグループ内で推進しています。

おかげでここ数年は、取引先やお客様からの信頼を得て、某大型店でのアンケート調査でも、セールスドライバーの対応については当社が2年連続で第一位でした。



➤ 今後の展開

私が最も苦労したのは、やはり後を継いだ時期でした。

冷凍車が1台も無かったことは先程述べましたが、それ以外にもバブル崩壊と8.6水害による仕事量の激減、ドライバーの退職によりトラックが余るといふまさに大変な悪循環を経験しました。

そのため、徹底した効率化と輸送ルートの確立という命題に社員一丸となって取組み、現在では、安定した売上を確保しています。

今後も厳しい経営環境で苦労するとは思いますが、現在取り組んでいる様々な課題を確実に実行していくことが重要だと考えています。

鹿児島が輸送上の地理的なハンディを背負いながら運送業を継続していくためには、更なる効率化が必要です。

例えば、長距離専門業者と短距離専門業者が互いに情報を共有化することで、より効果的な輸送が可能になり、きめ細やかな顧客サービス、ドライバーの負担軽減に繋げることができます。また、ドライバーの負担を軽減することが、交通事故を未然に防ぐことにもなります。

長距離と短距離など、専門分野の異なる運送業者同士が、どこまで連携し合えるかが今後の課題だと考えています。



➤ 鹿児島県の発展と可能性

私はこれまで、経営者として様々な方と出会い、知り合うことができました。これからは人との繋がりを大切に、人間関係の構築に努めていきたいと思います。

これからの鹿児島県の発展には、江戸時代から幕末にかけて発展した薩摩藩の取組みを参考にせずには前に進めないと考えています。

薩摩藩は南九州という日本の端に位置していますが、南方貿易を盛んに行うことで、見事にその地理的なハンディを克服してきました。

鹿児島から東京と上海はほぼ同じ距離です。今後は、東南アジア方面までを視野に入れて、自信を持って取り組むことが必要ではないかと考えています。

鹿児島には観光や農畜産物等、他県に誇れる良いものが数多くあります。それらの特徴や利点を最大限に活用することが、地域振興の一番の近道ではないでしょうか。



➤ 三つの「輪」

セイコー運輸のマークは、大中小の三つの輪が広がっていくように重なったデザインになっており、このマークには、「和と話をもって輪をなす」という思いが込められています。

「和」は、思いやり・気配り・目配り

「話」は、挨拶・会話・指示伝達・コミュニケーション

「輪」は、チームワーク・連帯・協働

どのような状況であっても、思いやりと会話によって意思の疎通を図れば、人は繋がることができ、より良い結果を生み出すことができるという、私の経営に対する信条を表しています。



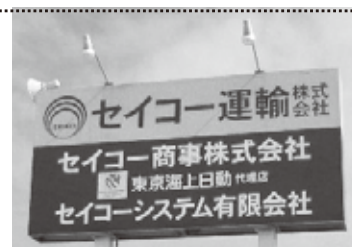
セイコー運輸株式会社

◇代表取締役 鳥部 敏雄

◇所在地：鹿児島市谷山港2丁目5番32号

TEL 099-262-2311、FAX 099-262-1949

URL <http://www5.synapse.ne.jp/seiko-unyu>



鹿児島物流ネットワーク協同組合

◇理事長 鳥部 敏雄

◇組合員数 14人

◇主な共同事業 輸送情報のネットワーク化システムの構築及び維持管理、運賃精算、物流資材の共同購買

◇所在地：鹿児島市谷山港2丁目5番32号

TEL 099-284-2021、FAX 099-284-2019



●『組合事務局代表者講習会』開催

1月15日、鹿児島市の鹿児島サンロイヤルホテルで、組合事務局代表者講習会を開催した。「真のリーダーシップとは！」と題してJSパートナー株式会社代表取締役の福島文次郎氏が、「最低賃金をめぐる最近の情勢」について全国中小企業団体中央会労働政策部長の小林信氏が講演を行った。

1. 真のリーダーシップとは！

福島氏は、ディズニーでは明確な行動指針を定め徹底的に教育している。「すべてのゲストにハピネスを提供する」をミッション（理念）に、Safety（安全）、Courtesy（礼儀正しさ）、Show（ショー）、Efficiency（効率）の順位で行動するよう指針を定めている。指針をもとに職場内に好循環が構築されると自然とホスピタリティが高い従業員が増加し、CS（顧客満足度）の向上を実現できると述べた。



2. 最低賃金をめぐる最近の情勢

小林氏は、最低賃金制度の概要、状況や今後の動向等、最低賃金をめぐる最近の情勢について分かりやすく解説し、最低賃金と生活保護との整合性を正すことの必要性や、実態を十分精査した上で引き上げを行うことの重要性について述べた。



●『組合自治監査講習会』開催

1月29日、鹿児島市のホテルレクストン鹿児島で、組合自治監査講習会を開催した。「監事の役割の重要性」や「監査の方法」について、監査法人かごしま会計プロフェッショナル 公認会計士 本田親文氏が、内部統制の確立の重要性、組合における監査の着眼点と手法について詳細に説明した。

改正中小企業等協同組合法が施行され、ガバナンス強化の一環として監事の役割が強化された。主な改正点は、監事の任期、監査の範囲、外部監事の設置、決算関係書類であり、監事の役割は極めて重要になった。

会計監査は、内部統制が存在し有効に機能しているかの評価を行うことが重要であり、信頼性が高ければ、検証手続きは大きく省略することが可能である。また、提出された書類の妥当性や適正さを検証する時期は、決算時期に集中することなく、比較的早い段階で行い、計上された数値のプロセスの確認や内部統制について業務執行者に確認することも必要である。

なお、業務監査を行う際には、業務執行機関(理事)の業務内容の確認を行い、不正の有無についても留意する必要がある。業務執行者が不正行為に関わると、内部統制への信頼が一気に崩壊する恐れがあるため、常日頃から監事は業務執行の決定機関である理事会等へ出席し、意思決定のプロセスや法令違反等の有無を確認する必要があると解説した。





●『経営革新研究会』開催

1月11日、鹿児島市の勤労者交流センターで、鹿児島県自動車車体整備協同組合青年部会を対象に、経営革新研究会を開催した。「経営革新の取組みについて」と題し、株式会社中村輪業代表取締役 中村耕一氏が講演を行った。

中小企業は現状に留まっていたでは生き残ることはできない。過去の実績や成功は企業の経営革新には必要ない。逆に、ノウハウや技術がなくとも何でもできる可能性がある。多くの中小企業経営者は、自社を「整備専門」や「技術屋」等として、自ら可能性に壁を作っていないだろうか。整備専門の経営者だから営業活動は苦手だという理由は、今日では通用しなくなっている。壁を無くし、世の中のニーズを把握し、挑戦することが経営革新には不可欠である。

また、会社に利益をもたらすのは社員一人一人の頑張りである。そのため経営者にとっては、いかにして社員のモチベーションを上げるかが重要である。中小企業は大企業と違い、他の中小企業者と助け合いながら、共に頑張ることができる。他社と連携し、両社の特徴を活かし合うことで、新たな市場を開拓することが可能となると述べた。



●『鹿児島県中小企業組合士協会第2回研修会』開催

1月25日、鹿児島市のホテルパレスイン鹿児島で、鹿児島県中小企業組合士協会第2回研修会を開催した。

最初に中央会沖田専務が、「これからの中央会がめざすもの」と題し、中小企業向け補助金の推移、商工業行政の現状と中央会を取り巻く環境について説明し、今後も鹿児島県中央会の理念に基づき、強い意志で中小企業振興に取り組むことを宣言した。

引き続き、商工中金鹿児島支店の山口治支店長が、バブル景気以後の経済について自らの体験談を交えながら経済・金融情勢の変遷について講話があった。

融資担当として第一線の現場で様々な経験をした山口支店長は、バブル崩壊後から現在は、失われた10年、いざなぎ景気、リーマンショック後の3つの局面に分類できる。

国内景気をもっとも落ち込んだのは国内金融危機のとき（1997年前後）で、山一証券や北拓銀行が破たんした。その後、不良債権処理や中小企業支援のために新たな銀行が設立されたり、新サービスが提供されるなど試行錯誤が繰り返された結果、日本の金融機関はそこから多くを学んだと述べた。





●鹿児島県茶商業協同組合『創立 60 周年記念式典』開催

1月11日、鹿児島市の城山観光ホテルで、鹿児島県茶商業協同組合（下堂蘭豊理事長）の「創立60周年記念式典」が開催された。来賓をはじめ県内外から多くの関係者が出席し、記念講演会、功労者表彰式、記念パーティ等が盛大に行われた。

記念講演会は、株式会社まる市製茶本舗 代表取締役会長 谷本陽蔵氏が「お茶のある暮らし」と題し講演を行った。

谷本氏は茶事業者は良い茶葉の販売に力を注いできたが、家庭で手軽に飲める「暮らしの中のお茶」を復活させることも消費拡大には重要である。また、ライフスタイルや食生活が変化中、お茶の消費を拡大するためには、米食を維持していくことが重要であり、他の業界との連携を図っていかなければならない。九州のお茶が見直されており、かごしまの茶業界が一体となってお茶の消費拡大に努めるチャンスであると述べた。

引き続き行われた特別功労者表彰式では、これまで組合の発展に功績のあった10名の方々が表彰を受け、その榮譽が讃えられた。



●鹿児島県菓子工業組合が『かごしまお菓子コンクール』受賞作品のパフレットを作成

鹿児島県菓子工業組合（岩田泰一理事長）は、平成24年11月に開催した第1回「かごしまお菓子コンクール」の受賞作品（7品）を掲載したパフレットを作成した。

本コンクールは鹿児島の農産物や特産品を活かし、九州新幹線を利用する観光客をターゲットとしたお菓子を開発することを目的に実施された。組合はパフレットの配布や全国菓子博覧会をはじめ各物産展等への出品を支援し、入賞作品の販路開拓を支援する。併せて、今後も菓子づくりのモチベーション向上や販促支援を通じて、業界の発展に取り組んでいく。

鹿児島県菓子工業組合 HP

<http://kagosimakasi.web.fc2.com/>



鹿児島県内の業界情報

(平成24年12月情報連絡員報告)

製造業

味噌醤油製造業

昨年に比べ、寒いと感じる日が多い師走だった。月の前半は低調で、ここ数年の傾向と変わらず20日頃から幾分盛り返し、昨年並みを維持したようだ。

酒類製造業

(平成24年11月分データ。単位kℓ・%)

区分	H23.11	H24.11	前年同月比
製成数量	25,154.0	28,086.8	111.7
移出数量	県内課税	5,376.8	6,187.8
	県外課税	7,115.1	7,063.6
	県外未納税	4,792.7	4,299.8
在庫数量	241,136.1	221,942.6	92.0

漬物製造業

大根の生育は良いが、年末にもかかわらず商品が売れなかった。

蒲鉾製造業

お歳暮・おせちと一年間で一番売上が見込まれる月であったが、今年は12月16日の衆議院選挙と不況が重なり非常に売上が悪かった。前年同月比でギフトが8%のダウン、おせちが5%のダウン、全体では7%のダウンとなった。また、ギフトでみると客単価が10%程落ちている。原材料は、スリミの単価が前年同月比4%の値上となった。

鯉節製造業

生値(原料価格)が安くなってきたが、高い原料(キロあたり160円~170円)で作った製品の在庫が残っているため、取引条件や収益性が悪くなってきている。

菓子製造業

クリスマスケーキの需要はあったが、イチゴの価格高騰と商品不足で小規模店には予定数を揃えられなかったりの苦労があったようだ。

大島紬織物製造業

12月は組合にて「大島紬着付け教室」(4日・18日)、河頭中学校・鹿児島聾学校にて「ハンカチ染めや製造工程の体験教室」(14日・19日)、天文館の天まちサロンにて「本場大島紬展」(14日~1月6日)を開催した。また、京都の文化博物館にて「つむぎコレクション」(7日~9日)を開催し、紬展示や実演等を行った。

本場大島紬織物製造業

平成24年12月検査反数582反。対前年同月比91.8%(634反)。

木材・木製品製造業

平成24年後半は、台風などの特需でなんとか盛り返したが、全般的に価格・荷動き共に低調で、品薄と安値が同居するという不思議な1年であった。平成25年こそは新政権の経済対策に大いに期待し、多忙極貧を脱したいものだ。

木材・木製品製造業

年末に入り、プレカット工場の受注は微減しているようだ。ただ、製品の荷動きはそこそこで、先月に引き続きものによっては足りない状況にあるようだ。忙しきは続いているが、忙しい割に価格は横ばい状態だと嘆いている。新年は、消費税増税をにらんでの前倒しや低金利政策等の追い風で木造住宅の受注が増え、製材品の需要が伸びることを切に期待したい。

生コンクリート製造業

出荷量は対前年同月比105.0%の190,767立米で、特に減少した地域は、加世田、串木野、宮之城、出水、始良伊佐、垂水桜島、南隅、種子島、屋久島、奄美大島、甌島、喜界島。特に増加した地域は、鹿児島、指宿、川薩、大隅、奄美南部、沖永良部であった。官公需は対前年同月比106.3%の118,412立米、民需は対前年同月比103.1%の72,355立米であった。

県内地域の大半が減少しているが、鹿児島、川薩、大隅の3地区の伸びが特に大きくなっていることから、県全体では対前年同月比105.0%の伸びとなった。

コンクリート製品製造業

12月の出荷トン数は、12,290トン(対前年同月比95.2%)となった。出荷量は、大隅地区、奄美地区で増加したが、他地区においては減少となり、特に川薩地区では30%の減少となった。受注は、前年並となった。

金属製品製造業

厳しい状況は変わらない。特に年度内(3月まで)は好材料がない。新年度となる4月以降に多少引き合いが増加する兆しがある。

仏壇製造業

海外産輸入仏壇内訳(主たる輸入国:中国、ベトナム、タイ等)は、9月24,184本、10月22,056本、11月24,208本。24年累計274,254本。

印刷業

選挙による活況は、印刷業界においても特需的なものが増え、繁忙期とも重なり多忙をきわめたようである。ただ、これも一時的なものであり、根本的な景気の回復を期待するとともに自助努力も怠りなく続けていかなくてはならない。



非製造業

卸売業

業績不振、企業体力の消耗を起因とする脱退組合員が2社あった。今後デフレ不況が長期化、あるいは消費税の引き上げが強行された場合、脱退組合員が増える懸念がある。景気先行指標となりうる組合員は、前年にも増して荷動きが先行している。業況は、企業間格差・業界間格差が拡大しつつある。

中古自動車販売業

未だかつてない程に厳しかった。政権が代わったことで、株価は上昇し円安も進んでいる。新春から2月・3月の需要期に期待したい。

青果小売業

対前月比143.5%、対前年同月比97.5%であった。

農業機械小売業

新年を迎えると各社春需に向けて展示会を開催する。最近では農業機械のロボット時代が近づいてきており、これらはGPSを利用するなど精度を高める工夫をし、誤差を数センチに収めている。農家の後継者不足の解消や作業の効率化に希望が持たれている。

石油販売業

米欧経済・中東地域地政学リスク問題等の不安材料を背景に、依然として不安定な動きの石油情勢が続いている。その上、円安の進行で仕入コストが上昇しつつある。小売業界では、それらを転嫁する動きが鈍くマージン悪化が進んでおり、厳しい経営が続いている。

鮮魚小売業

12月に入り、小売店舗の売上が少しは伸びると期待し年末を迎えたが、平年並みであった。「にしめ料理、カマボコ、昆布巻き」といったおせち料理を食べない家庭も多く、その影響で魚介類の売上が伸びなかった。

商店街（霧島市）

12月の売上高は前年同月より減少傾向であった。霧島市の人口は2005年に合併して以来微増傾向にあり、なかでも国分中心市街地商店街の位置する国分中央1～6丁目地区においては1,000人以上増加している。この増加した居住者（消費者）をいかに地域商店街での購買へ結びつけ商店街活性化を図る取組みを行っていくのか、コミュニティFM放送・ポイントカード事業・こくぶ通り会連合会で連携を組み、新規事業の6月開始に向けて準備を行っている。

商店街（薩摩川内市）

老舗の閉店が相次いでいる。大型店・県外飲食チェーン店が次々に出店し、既存の店舗が大きなダメージを受けている。原子力発電関連の人員減に伴い売上も減少している。月末は寒く、人通りも少なかった。

商店街（鹿児島市/天文館地区）

12月7日から9日の3日間「年末だよ！天文館全員集合～♪」と題して一部の店舗を除き一斉セールやイベント（抽選会など）を行った。期間中、業種によって差はあるものの一定の効果（売上増）はあったが、選挙結果待ちの消費者意識もあり、人出の割にはそれほど伸ばしたとはいえない。セール後、冬物衣料の売れ行きは寒波到来のため平年並みまでもっていくことができたが、飲食業は衆議院選挙と重なったため低迷し、商店街全体としては昨年並みという結果となった。

商店街（鹿児島市/中央駅地区）

従前からの商店街営業スタイルでは通用しなくなってきた。末端の消費物販業界は、非常に苦境にあえている。

サービス業（旅館業／県内）

12月は対前年同月比で売上高が減少している施設が多い。特に、今年は忘年会シーズンの真ただ中に衆議院選挙が行われた影響で、宴会や宿泊が急遽キャンセルになった事例が多数あり、減少幅が大きくなっているように思われる。

美容業

人材育成の必要性を感じる。技術者は技術者としての仕事だけで、他のことに目を向けていない。人を見る目、社会性を培わなければならない。

旅行業

例年12月は売上高が上がらない傾向にあるが、今年の落ち込みは厳しい。原因としては、昨年大きく伸びた要因である九州新幹線全線開業効果の反動と離島方面への旅行の減少である。12月の集客状況は、対前年同月比70.91%であった。

建築設計業

報道による県内11月公共工事請負額は、大型工事がなかった前年の反動で対前年同月比21.9%増の185億円と増加した。建築工事については始良警察署新築工事など大型物件が発注されたが、件数的には9.9%減の770件と減少している。当組合としても、新政権による経済政策の一環である「公共投資の拡大」に期待したい。

自動車分解整備・車体整備業

年末は期待した程の伸びは見られなかった。新年を迎え、初売り等による中古車の販売が増加すれば整備業界も好転すると思われる。

電気工事業

太陽光発電装置でメガソーラーに参入している2～3社の会社は、売上及び手持ち工事が顕著な伸びを示している。一般の太陽光発電装置を扱っている会社もそれなりに売上を伸ばしている。その他の会社においては、やはり厳しい経営を強いられている。

内装工事業

12月のラベル売上数は、カーテンラベル対前年同月比48.2%で大幅に減少、壁装ラベル対前年同月比79.8%で減少、じゅうたん等ラベル対前年同月比196.1%で大幅に増加した。公共事業は相変わらず少ないが、民間工事がある程度あったおかげで仕事量は昨年並みにあったようだ。

建設業（鹿児島市）

組合員のほとんどが公共事業に依存している中、年々事業量が減少している。利益率がここ2～3年前から極端に低下し、現在経営維持に最大限努力している状態である。しかし、厳しい建設業界にあっても災害時の緊急出動や各種の社会貢献活動を行い、地域住民に頼りにされているのが現状である。

建設業（曾於市）

受注件数は多いが、受注高は4割程減少している。政権が自民党に変わり、業況の上向きに期待したい。

貨物自動車運送業

12月に入り、燃料価格は厳しい状況になってきた。また、年末・年始の交通事故防止運動で各貨物運送事業者は交通ルールの遵守、正しい交通マナーの習慣等、事故防止の徹底を図った。

運輸業（個人タクシー）

12月前半は衆議院選挙の影響を受け売上は伸びなかったが、後半になって例年と同様の売上に回復した。

倉庫業

輸出国の気象条件が悪く新年産麦の生産量が減少したため、平成25年1月以降の買入価格に影響がないか心配である。

平成 25 年 1 月 鹿児島県内企業倒産概況

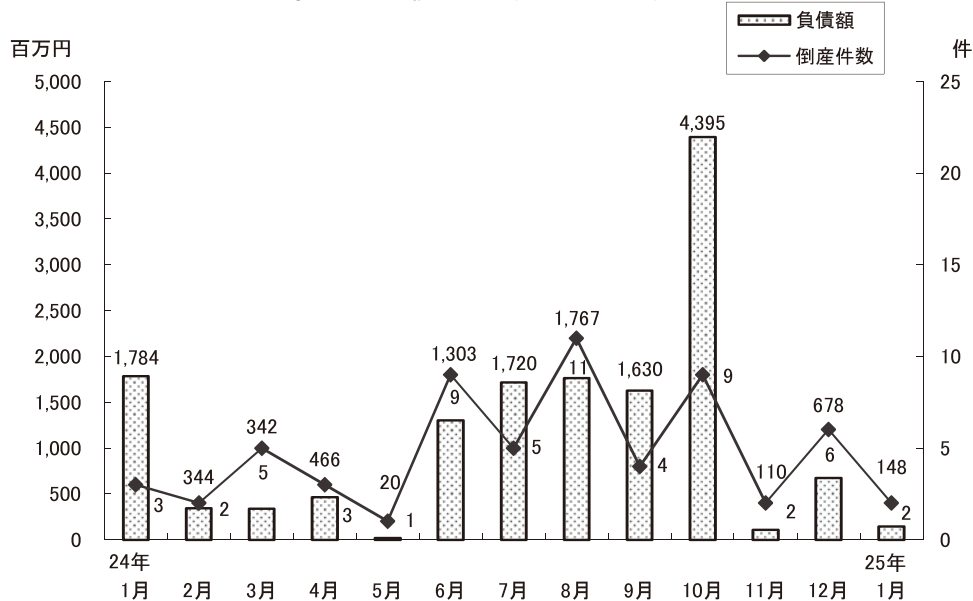
(負債額 1,000 万円以上・法的整理のみ)

(株)帝国データバンク 鹿児島支店

件数 2 件 負債総額 1 億 4,800 万円

〔件数〕前年同月比 1 件減 〔負債総額〕前年同月比 91.7%減

鹿児島県の倒産推移(平成24年1月～平成25年1月)



【概要】

平成 25 年 1 月の鹿児島県内の企業倒産（負債額 1,000 万円以上・法的整理）は、件数で 2 件（前月比 66.7%減、4 件減、前年同月比 33.3%減、1 件減）、負債総額は 1 億 4,800 万円（前月比 78.2%減、5 億 3,000 万円減、前年同月比 91.7%減、16 億 3,600 万円減）となった。

【各要因別】

- ・ 業種別では、建設業 2 件。
- ・ 主因別では、販売不振 2 件。
- ・ 資本金では、100 万円～1,000 万円未満 1 件、1,000 万円～5,000 万円未満 1 件。
- ・ 負債額では、5,000 万円～1 億円未満 2 件。
- ・ 地域別では、鹿児島市 1 件、霧島・始良地区 1 件。

【ポイント】

1 月度としての倒産件数は前月比 4 件減の 2 件、過去 4 年間の結果からみると負債額は最も少なく、件数としても平成 23 年と並ぶ少なさであった。

倒産の態様としては 2 件ともに破産であったが、1 件は昨年 5 月に事業停止していたものが法的整理となったものである。

【今後の見通し】

1月発表の内閣府月例経済報告によると、輸出環境の改善や経済対策の効果などを背景に再び景気回復へ向かうことが期待されるとしており、個人消費の動向をおおむね横這いから底堅い動きとなっているとし、業況判断も慎重さがみられるものの、一部に改善の兆しもみられると上方修正している。鹿児島県内の景況としては、生産活動では焼酎生産・出荷量は前年を上回り、かつお節生産も3ヵ月連続で前年を上回った。電子部品関連については海外競争で厳しく、紙パルプ・木材は低迷している。畜産も牛枝肉相場に若干の回復はみられるも、豚肉相場は低調に推移。ブロイラー相場には持ち直しの様子も窺える。建設関連では公共工事の請負金額は前年を上回るも新築住宅着工件数は前年を下回る推移。県内景況の牽引役であった観光業は関東や関西などからの入り込みが落ち着き、九州新幹線全線開通の効果を維持できていないことが窺える。

1月の倒産件数としては2件に留まったが、直ちに景気が緩やかに回復しているとの判断に結び付けるのは時期尚早であり、過去の経緯をみても年度末にかけて負債額・件数ともに増加に転じたことは少なくない。

政権交代による期待感も含めて一部に回復の様子が散見されつつあるものの、中小企業金融円滑化法の終了期限となる3月を目前としており、明確な改善策を見いだせない企業は少なくないとみられ、今年一年の倒産動向を占う意味でも年度末にかけての動向には注意を払う必要がある。

平成25年1月企業倒産状況（法的整理のみ）

企業名	所在地	業種	負債総額 (百万円)	資本金 (千円)	態様
(有) S	鹿児島市	建設業	78	3,000	破産
(株) K	姶良市	建設業	70	10,000	破産
			2件 1億4,800万円		

経営セーフティ共済

「経営セーフティ共済」は、中小企業倒産防止共済制度の愛称です。

取引先の突然の倒産！
まさかのときの資金調達先は準備していますか？

加入し、掛金を積み立てておけば…

回収困難となった売掛金（被害額）相当の資金を調達できます。（最高8,000万円まで）

「取引先の倒産」と「商取引の事実」の確認で迅速に貸付実行。

★掛金は損金（必要経費）に算入できます。

●本制度の詳細内容は、パンフレット・ホームページ等を必ずご覧ください。

平成23年10月から改正！

- ① 共済金の貸付限度額：
3,200万円 → 8,000万円
- ② 掛金の積立上限額：
320万円 → 800万円
- ③ 掛金月額の上限度額：
8万円 → 20万円
- ④ 共済金の償還期間：
一律5年 → 貸付額に応じて5～7年
5,000万円未満 5年
5,000万円以上6,500万円未満 6年
6,500万円以上8,000万円以下 7年
- ⑤ 早期償還手当金の創設

共済制度のお申し込みは

鹿児島中小企業団体中央会 総務企画課

TEL 099-222-9258

制度の運営機関：独立行政法人中小企業基盤整備機構 TEL 050-5541-7171（共済相談室）URL <http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>

中央会関連主要行事予定

平成25年3月	
5日(火) 17:30	中央会理事会 鹿児島市「ホテルレクストン鹿児島」
7日(木) 13:00 ~ 8日(金) 15:00	大島地区特別相談会 奄美市「大島支庁別館3-B」
12日(火) 13:30	IT活用研修 鹿屋市「鹿屋商工会議所」

～経営革新計画を作成しませんか～

1. 「自社の現状や課題を見極めたい！」
2. 「自社の業績をアップさせたい！」
3. 「自社の経営の向上を図りたい！」

経営革新計画の作成は、企業が上記の思いを達成させるための武器です。計画が承認されると、低利の融資や税制上の優遇など多様な支援策を受けることができます。

中央会では、経営革新計画作成を希望する組合及び組合員を対象に支援を行っています。

経営革新に関するお問い合わせは組合担当職員まで。

【組織振興課・連携情報課・総務企画課】

経営者ご自身の「現役引退後の生活資金」のことをお考えですか？

小規模企業共済制度のご紹介

小規模企業共済制度は、個人事業主（共同経営者含む）または会社等の役員の方が事業をやめられたり退職されたりした場合に備えて、あらかじめ資金を準備しておく国がつくった共済制度で、いわば「小規模企業の経営者のための退職金制度」といえます。

この制度の特徴は、

- ◆掛金は全額所得控除。受け取る共済金も退職所得扱い又は公的年金等の雑所得扱いとなり、節税効果があります。
- ◆共済金の額は、個人事業の廃止で掛金を約年 1.5%相当で複利運用した額、また老齢給付（年齢が満 65 歳以上で掛金納付年数が 15 年以上）で掛金を約年 1.0%相当で複利運用した額です。
- ◆急に事業資金が必要になったときは、納付済掛金の 8～9 割の範囲内で事業資金の借入れが可能です。

●お申し込みは

鹿児島県中小企業団体中央会
総務企画課まで TEL 099-222-9258

中小企業かごしま（平成24年度 活性化情報第4号）

発行人 鹿児島県中小企業団体中央会 会長 小正芳史
〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号 県産業会館5階
TEL 099-222-9258 FAX 099-225-2904
印刷所 株式会社イースト朝日